

第3回定例会会議録

令和6年 8月30日（金）

開 会 午前10時00分

―――日程第1 開会宣言―――

○議長（荻原謙一君） これより、令和6年第3回御代田町議会定例会を開会します。

本日暑くなることが予想されますので、随時、上着を脱ぐことを許可します。

ただいまの出席議員は14名であります。

理事者側は柳澤会計課長から欠席する旨の届出がありました。そのほかは全員の出席であります。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

―――諸般の報告―――

○議長（荻原謙一君） 日程に入るに先立ち、事務局長に諸般の報告をさせます。

内堀議会事務局長。

（議会事務局長 内堀淳志君 登壇）

○議会事務局長（内堀淳志君） それでは、書類番号1をお願いいたします。

諸般の報告

令和6年8月30日

1. 本定例会に別紙配付のとおり町長から議案28件、報告1件が提出されていきます。
2. 監査委員より監査報告書が別紙のとおりありました。
3. 本定例会に別紙配付した陳情文書表のとおり、陳情2件が提出され、受理しました。
4. 本定例会に説明のため、町長ほか関係者に出席を求めました。
5. 本定例会における一般質問通告者は、山浦久人議員ほか8名であります。
6. 閉会中における報告事項は別紙のとおりです。

次の2ページから16ページまで、監査委員の例月現金出納検査報告書及び定期監査報告書ですので、後ほどご覧ください。

17ページの閉会中の報告事項につきましては、全員協議会の折に報告しますので、この場においては省略いたします。

以上です。

○議長（荻原謙一君） 以上をもって諸般の報告を終わります。

―――日程第2 会期決定―――

○議長（荻原謙一君） 日程第2 会期決定の件を議題とします。

本定例会の会期は、あらかじめ議会運営委員会を開催し、審議してありますので、議会運営委員長より報告を求めます。

池田るみ議会運営委員長。

（議会運営委員長 池田るみ君 登壇）

○議会運営委員長（池田るみ君） それでは、報告いたします。

8月23日午前10時より、議会運営委員会を開催し、令和6年第3回御代田町議会定例会に提出の議案、一般質問等について審議日程等を決定しましたので報告します。

本定例会に町長から提出された案件は、議案28件、報告1件の計29件であります。一般質問の通告者は9名であります。

9月定例会以後提出された陳情は2件あり、受理しました。

これにより、会期は本日より9月17日までの19日間とすることに決定いたしました。

次に、審議日程につきましては、書類番号1、18ページをご覧ください。

令和6年第3回御代田町議会定例会会期及び審議予定表

第 1 日 8 月 3 0 日 金曜日 午前 1 0 時 開会

諸般の報告

会期の決定

会議録署名議員の指名

町長招集の挨拶

議案上程

議案説明

第 2 日 8 月 3 1 日 土曜日

議案調査

第 3 日	9 月 1 日	日曜日		議案調査
第 4 日	9 月 2 日	月曜日		休会
第 5 日	9 月 3 日	火曜日	午前 10 時	一般質問
第 6 日	9 月 4 日	水曜日		休会
第 7 日	9 月 5 日	木曜日	午前 10 時	一般質問
第 8 日	9 月 6 日	金曜日	午前 10 時	議案に対する質疑 議案の委員会付託
第 9 日	9 月 7 日	土曜日		休会
第 10 日	9 月 8 日	日曜日		休会
第 11 日	9 月 9 日	月曜日	午前 10 時	町民建設経済常任委員会
第 12 日	9 月 10 日	火曜日	午前 10 時	町民建設経済常任委員会
第 13 日	9 月 11 日	水曜日	午前 10 時	総務福祉文教常任委員会
第 14 日	9 月 12 日	木曜日	午前 10 時	総務福祉文教常任委員会
第 15 日	9 月 13 日	金曜日	午前 10 時	全員協議会
第 16 日	9 月 14 日	土曜日		休会
第 17 日	9 月 15 日	日曜日		休会
第 18 日	9 月 16 日	月曜日		休会
第 19 日	9 月 17 日	火曜日	午前 10 時	委員長報告 質疑 討論 採決 閉会

続いて、各常任委員会、全員協議会の会場、時間について報告いたします。

19 ページをお願いいたします。

常任委員会開催日程

町民建設経済常任委員会

9 月 9 日 月曜日 午前 10 時 委員会室 1・2

9 月 10 日 火曜日 午前 10 時 委員会室 1・2

総務福祉文教常任委員会

9 月 11 日 水曜日 午前 10 時 委員会室 1・2

9月12日 木曜日 午前10時 委員会室1・2

全員協議会開催日程

9月13日 金曜日 午前10時 委員会室1・2

以上で報告を終わります。

○議長（荻原謙一君） ただいま議会運営委員長から報告ありましたとおり、本日より9月17日までの19日間としたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日より9月17日までの19日間と決しました。

―――日程第3 会議録署名議員の指名―――

○議長（荻原謙一君） 日程第3 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において

5番 黒岩 旭議員

6番 赤田憲子議員

を指名します。

―――日程第4 町長招集あいさつ―――

○議長（荻原謙一君） 日程第4 町長より議会招集の挨拶を願います。

小園町長。

（町長 小園拓志君 登壇）

○町長（小園拓志君） 議員の皆様におかれましては、お忙しい中にもかかわらずご参集を賜り、令和6年第3回御代田町議会定例会が開会できますことに心から感謝を申し上げます。

今議会より議会側の要請で会期が長くなります。その影響で開会が8月となりました。主な会期が9月であることから、通称は引き続き9月議会と申し上げたいと思います。何度か試行した中で職員の負担を抑えながらも議会議論が活発となるようにこちら側としても努めたく存じます。

まず、8月7日の豪雨災害について申し上げます。

8月7日午後6時40分頃から午後9時30分頃にかけて、塩野配水池の雨量計で総雨量121.5mmを観測しました。午後7時40分から午後7時50分までの10分間で最大となる23.5mmの雨量を観測し、これは1時間あたりに換算しますと141mmに相当する降雨強度となり、同程度の降雨が午後8時までの20分間続きました。旧伍賀小学校跡地の雨量計では午後7時20分頃から午後9時頃にかけて総雨量69.5mmを観測しました。午後8時から8時10分までの10分間で17.5mmの雨量を観測し、これは1時間あたりに換算しますと105mmに相当する降雨強度になります。また、役場の雨量計では午後7時10分頃から午後9時10分頃にかけて、総雨量92mmを観測しました。この時間帯では10分間の降雨で14mmの雨量を観測し、これは1時間あたりに換算しますと84.5mmに相当する降雨強度になります。約2時間から3時間弱の短時間で町内全域に豪雨をもたらしました。

町全体では、しなの鉄道を横断するアンダーパスの浸水、栄町地下道の浸水、町道浅間幹線、これはいわゆる「1000メートル林道」のことではありますが、こちらの路肩崩落、幹線道路の側溝の蓋の持ち上がり、路面の陥没、未舗装道路の洗掘等による通行への支障が発生しました。

また、滝沢川等の河川の浸食、構造物の崩壊のほか、田畑のあぜの崩落でありますとか、土砂の流入・流出等の被害が発生しました。

国道は、馬瀬口地区の十石峠から馬瀬口交差点までの区間の下り線ののり面が2か所崩落しました。通行に支障がないため、長野国道事務所上田出張所において土のうを設置し、復旧していただきました。

長野県が所管する県道では、県道馬瀬口小諸線、県道借宿小諸線及び県道小諸軽井沢線で路肩崩落、県道草越豊昇佐久線の広戸橋付近で土砂流出があったほか、繰矢川において護岸決壊、濁川で土砂堆積の被害がありました。佐久建設事務所において応急復旧作業を実施していただいております。

今回の豪雨による人的被害の報告はありませんけれども、住居につきましては、床下浸水が栄町地区で1か所、また小田井地区で1か所、床上浸水が塩野地区で1か所ありました。

このうち、町が所管する被害箇所についてでありますけれども、道路関係及び河川関係で122か所、復旧に必要な復旧費は、概算で2億5,350万円と試算し

ております。農地関係及び農業用施設関係では148か所、復旧費は概算で2億673万円と試算しており、全体で被災箇所が270か所、総復旧費は概算で4億6,023万円となっております。復旧については、幹線道路等の車両及び歩行者の通行に支障のある箇所を優先し、応急的な復旧を実施しました。

今後、本復旧に向けて国庫補助事業及び災害復旧事業債を活用し、早期に復旧できるよう努めてまいります。全てを同時に復旧することは不可能であります。順次、復旧に努めてまいりますので、ご理解をお願い申し上げます。

また、当初予算に盛り込んでおります道路等のもともとやる予定だった事業については、相当程度の遅れが生ずるものと思います。こちらにつきましても、それぞれの場所で丁寧にご説明申し上げていきたいと思いますが、やはりマンパワー等の問題から、復旧をやっていると、これまでやろうとしていた予定の事業には遅れが生ずるものということとはご理解いただければ幸いに存じます。

続きまして、第50回信州・御代田龍神まつりについてでございます。

7月27日、第50回信州・御代田龍神まつりを開催いたしました。第50回の節目となった本年の龍神まつりは、来場者の安全性を考慮し、龍神の杜公園での龍神の舞を夕方と夜の二部制にするとともに、御代田駅前を飲食スペースに特化し、大型スクリーンで龍神の舞の様子をライブ配信するなど、昨年までとは会場利用を大きく変更したところであります。これにより、龍神の杜公園会場の危険性が大きく低減され、御代田駅前のにぎわいの創出につながったと感じております。

また、昨年の反省点を踏まえ、本年は開会式の進行等、これまで曖昧になっていた部分を精査したことによりまして、スムーズな進行につながったものと思います。天候に恵まれたこともあり、龍神まつりには延べ約3万人が来場したと推計しているところでございます。龍の舞保存会や龍神太鼓鼓響の皆様をはじめ、龍神まつりにご協力を頂きました関係の皆様がこの場をお借りして深く感謝申し上げます。ありがとうございました。

今後は、祭りの実行委員会の各部会で反省会を予定しているほか、町民の皆様からもご意見を頂き、来年以降の龍神まつりにつなげていきたいと考えているところでございます。よろしくお願いいたします。

さて、本定例会に提案させていただきました案件でございますが、専決処分事項の報告1件、事件案3件、条例案6件、決算認定11件、補正予算案7件、報告事

項 1 件の計 29 件であります。

まず、専決処分事項の報告 1 件であります。こちらにつきましては、先ほど申し上げました 8 月 7 日に発生した豪雨災害における一般会計の補正予算（第 3 号）であります。歳入歳出それぞれ 4 億 5,929 万円を増額し、合計 97 億 6,888 万円とするものでありまして、大まかな内訳としましては、農林水産業施設災害復旧費が 2 億 673 万円、公共土木施設災害復旧費が 2 億 5,350 万円の増額となっております。これを足しますと、先ほどとちょっと違ひまして、2 億 6,000 万ちょっととなるわけでありすけれども、これは基金の繰入れをちょうどの金額にするなどのことにより端数が生じます。この端数が 93 万 6,000 円生じているわけでありすけれども、これを予備費の取崩しによって補うという形になります。それによりまして、総額が 4 億 5,929 万円となると、そういう計算でございます。

また、歳入については、これら復旧に対する国庫負担金や町債等を計上するとともに、今申し上げましたとおり不足する一般財源については、財政調整基金繰入金を 1 億円増額しております。こちらは、先週であります 8 月 23 日に専決処分させていただきました。

事件案の 3 件については、長野県後期高齢者医療広域連合の規約の一部改正、令和 5 年度職員駐車場整備工事の請負契約の変更について、町道の路線認定についてであります。

このうち、長野県後期高齢者医療広域連合の規約の一部改正については、マイナンバー関係法令の改正により、令和 6 年 12 月 2 日以降、新たに被保険者証が発行されなくなることに伴い一部改正するものです。

町道の路線認定については、都市構造再編集中支援事業で実施しております東原西軽井沢線の道路新設工事に伴う新規認定と、旭町地区の宅地分譲開発に伴い町が帰属を受けた旭町 1 号線について新規に認定いたします。

条例案 6 件であります。全てが一部改正となっております。御代田町職員定数条例の一部改正ほか 5 件となっております。

このうち、御代田町職員定数条例の一部改正については、子育て世代を中心とした人口の増加や行政課題の複雑化、高度化、行政が担う住民ニーズの多様化に対応するため、町長の事務部局の職員数を 137 人の定数から 162 人と 25 人増や

し、合計１９５人とするものであります。

また、御代田町長期振興計画審議会条例の一部改正については、次期第６次長期振興計画策定に当たり、長期振興計画と地方版総合戦略を一体的な計画として策定するため、必要な事項について一部改正するものであります。

次に、決算認定の１１件について申し上げます。

令和５年度決算総額は、歳入総額９０億１，３４２万円で、前年度に比べ１億３，００３万円、１．４％減少し、歳出総額は８４億６，４４０万円で、前年度に比べ３，６１８万円、０．４％増加したところであります。

歳入につきましては、町税が２５億９，４６９万円であります。これは、法人町民税の減少により、昨年度比３，６６７万円の減少となったものです。地方交付税は１５億５，３３７万円で、令和４年度に法人町民税等が増加したことによりその分減ることになりますので、昨年度比７，９４５万円の減少であります。国庫支出金は１２億２，５０６万円で、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金や国土交通省道路局個別補助金等の増額により、前年度比１億７７３万円の増。財産収入は２億３，６５１万円で、旧役場庁舎跡地と平和台児童館跡地の売却により、前年度比２億４３万円の増加。寄附金は６億７，４４７万円で、ふるさと納税寄附金の増収により、前年度比１億２，８２３万円の増加となりました。

歳出につきましては、総務費は１６億３３７万円でありまして、ふるさと創生基金積立金の増加などにより、前年度比１億８，４６３万円の増加。民生費は２４億５，８３９万円で、低所得者世帯物価高騰対応給付金事業や、就学前教育・保育施設整備補助金により、前年度比１億８，０２０万円の増加。商工費は１億５，７２５万円で、町民生活応援商品券事業補助金の皆減。事業者向け原油価格・物価高騰対策給付金の減少により、前年度比１億５，０５０万円の減少。土木費は１５億８，８６９万円で、国庫補助事業である道路メンテナンス事業、交通安全対策補助事業、都市再生整備計画事業の実施により、前年度比２，３８１万円の増加となりました。

これによりまして、歳入歳出差引額は５億４，９０２万円となりました。繰越明許により翌年度に繰り越した一般財源１億６，０５６万円を除いた３億８，８４６万円が実質収支となり、こちらから後年度の財政運営の健全化を図るため財政調整基金へ２億円の繰入れを行い、１億８，８４６万円を令和６年度へ繰り越しました。

また、特別会計、公営企業会計においても、それぞれの設立趣旨に基づき一般会計同様適正な運営に努めてまいりました。

続いて、補正予算案の7件について申し上げます。

令和6年度一般会計補正予算案（第4号）は、歳入歳出それぞれ1億8,355万円を増額し、合計99億5,243万円とするものであります。

歳入では、個人町民税につきまして、6月の定例会で定額減税分の概算額を算出してあったところ、今年度、課税データに基づく金額の算出が完了したことなどから、2,680万円の増額計上をいたしました。地方特例交付金につきましては、定額減税による減収の減を補うものであります。個人町民税の補正にあわせ4,962万円の減額を計上しました。普通交付税につきましては、主に住民基本台帳人口の増加と子ども・子育て費用の算定項目の追加など、基準財政需要額が増加したことから、6,831万円の増額を計上しております。町債につきましては、文化財収蔵庫建設事業において、普通交付税措置のある有利な地域活性化事業債を活用する見込みが立ったことなどから、1億5,170万円の増額を計上しました。

歳出では、衛生費で、コロナワクチン定期接種のための医師委託料3,325万円などの増額を計上しました。農林水産業費では、雪窓湖の新設工事を今年度前倒しで実施するため4,400万円の増額を、商工費では、一定の要件を満たす移住者に対するU I J ターン就業・創業移住支援金1,330万円の増額等により、2,286万円をそれぞれ増額計上しております。

特別会計につきましては、前年度繰越金が確定したことなどにより、5会計で総額1億3,228万円の増額補正を計上いたしました。

また、公営企業会計では、御代田下水道事業会計について、下水道本管の整備費として2,000万円等の増額計上となります。

報告事項の意見については、令和5年度御代田町財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてであります。

令和5年度の一般会計、特別会計9会計、公営企業会計1会計は、全てが黒字決算となり、監査委員の審査に付した上で、財政健全化法に基づく財政の健全性に関する比率について良好である旨を報告します。

以上、概要を申し上げますけれども、詳細につきましては、それぞれ担当課長が説明申し上げますので、ご審議を頂き、原案どおりのご採決を頂きますようお願い

いを申し上げまして、令和6年第3回御代田町議会定例会招集の挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（荻原謙一君） これより議案を上程します。

―――日程第5 議案第88号 専決処分事項の報告について（令和6年度御代田町一般会計補正予算（第3号））―――

○議長（荻原謙一君） 日程第5 議案第88号 専決処分事項の報告について（令和6年度御代田町一般会計補正予算（第3号））を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

内堀企画財政課長。

（企画財政課長 内堀岳夫君 登壇）

○企画財政課長（内堀岳夫君） 議案書の151ページお願いいたします。

議案第88号 専決処分事項の報告について

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり専決したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和6年8月30日 提出

御代田町長 小園拓志

152ページお願いします。

専第10号 専決処分書

地方自治法第179条第1項の規定により、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるので専決処分する。

令和6年8月23日 専決

御代田町長 小園拓志

記としまして、令和6年度御代田町一般会計補正予算（第3号）となります。

こちら、8月7日の豪雨災害に対応するため専決処分させていただいたものとなります。

続きまして、154ページお願いします。

令和6年度御代田町の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ4億5,929万9,000円

を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 9 7 億 6 , 8 8 8 万 2 , 0 0 0 円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第 2 条 地方債の変更は、「第 2 表 地方債補正」による。

1 5 5 ページお願いします。

第 1 表 歳入歳出予算補正になります。

初めに、歳入について説明をいたします。

款 1 3 分担金及び負担金、項 1 負担金は、補正額 1 5 0 万円の増額で、土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例に基づき農地災害復旧事業に係る受益者負担金を見込んでおります。

款 1 5 国庫支出金、項 1 国庫負担金は、補正額 1 億 7 , 1 6 9 万 9 , 0 0 0 円の増額です。このうち、農地に対する国庫補助率は 5 0 %、それから農道や用水などの農林漁業施設に対する補助率、こちらが 6 5 %で、合計 7 , 1 7 0 万円を見込んでおります。道路、河川などの公共土木施設に対する国庫負担率は補助率 3 分の 2 で、9 , 9 9 9 万 9 , 0 0 0 円を見込みました。

続いて、款 1 9 繰入金、項 1 基金繰入金 1 億円の増額は、災害復旧費の財源とするため財政調整基金からの繰入金を見込むものです。

款 2 2 町債は 1 億 8 , 6 1 0 万円の増額で、このうち農地農林漁業施設災害復旧事業で 6 , 9 2 0 万円、公共土木施設等災害復旧事業で 1 億 1 , 6 9 0 万円を新たに計上するものです。

歳入合計補正額 4 億 5 , 9 2 9 万 9 , 0 0 0 円となっております。

次に、1 5 6 ページお願いします。

歳出になります。

款 1 1 災害復旧費、項 1 農林水産業施設災害復旧費は 2 億 6 7 3 万 5 , 0 0 0 円の増額になります。町単独災害復旧費として 7 , 4 4 6 万円、それから国庫補助災害復旧費として 1 億 3 , 2 2 7 万 5 , 0 0 0 円を計上しました。項 2 公共土木施設災害復旧費は 2 億 5 , 3 5 0 万円の増額です。町単独災害復旧費として 1 億 3 0 0 万円、それから国庫補助災害復旧費としまして 1 億 5 , 0 5 0 万円を計上しました。

款 14 予備費は 93 万 6,000 円を減額しまして、こちら歳入歳出調整して、歳出合計補正額 4 億 5,929 万 9,000 円となっております。

続いて、157 ページお願いします。

こちらが、第 2 表、地方債補正としまして追加になります。

農地農林施設災害復旧事業は、限度額を 6,920 万円として災害復旧事業に係る財源として町債を起こすものです。それから、次の公共土木施設等災害復旧事業は、限度額を 1 億 1,690 万円としまして、こちらも災害復旧事業に係る財源として町債を起こしております。起債の方法と利率、償還の方法につきましては、議案書に記載のとおりでございます。

説明は以上になります。ご審議をお願いいたします。

○議長（荻原謙一君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

お諮りします。

本案は討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、議案第 88 号を採決します。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

挙手多数であります。

よって、議案第 88 号 専決処分事項の報告について（令和 6 年度御代田町一般会計補正予算（第 3 号））は、原案のとおり承認することに決しました。

―――日程第 6 議案第 61 号 長野県後期高齢者医療広域連合規約の

変更について―――

○議長（荻原謙一君） 日程第 6 議案第 61 号 長野県後期高齢者医療広域連合規約の変更についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

浅川保健福祉課長。

(保健福祉課長 浅川英樹君 登壇)

○保健福祉課長(浅川英樹君) 議案書の4ページをご覧ください。

議案第61号 長野県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

地方自治法第291条の3第1項の規定により、長野県後期高齢者医療広域連合規約の一部を別紙のとおり変更することについて、同法第291条の11の規定により議会の議決を求めます。

令和6年8月30日 提出

御代田町長 小園拓志

変更の理由でございますが、こちらは、昨年12月にいわゆるマイナンバー法等改正法の施行日が閣議決定され、令和6年12月2日をもって現行の被保険者証の発行が終了されることとなりましたので、これにあわせて、御代田町が加入している長野県後期高齢者医療広域連合が処理する事務を規定した規約の一部を変更するものでございます。

変更の内容でございますが、第4条中、広域連合及び関係市町村が行う事務を列挙していたものを「高齢者の医療の確保に関する法律及び同法施行令が定めるところによるもの」に改めます。

また、同条の変更に伴い別表第1を削除し、これらの変更に伴う所要の変更をいたします。

附則ですが、この条例は令和6年12月2日から施行します。

5ページが規約の一部変更する規約案、6ページから7ページが新旧対照表となっておりますので、ご確認をお願いいたします。

説明は以上でございます。ご審議をお願いいたします。

○議長(荻原謙一君) 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

お諮りします。

本案は、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、議案第 6 1 号を採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

挙手多数であります。

よって、議案第 6 1 号 長野県後期高齢者医療広域連合規約の変更については、
原案のとおり決しました。

―――日程第 7 議案第 6 2 号 令和 5 年度 町単 庁舎管理事業 職員駐車場（南浦工
区）整備工事請負契約の変更について―――

○議長（荻原謙一君） 日程第 7 議案第 6 2 号 令和 5 年度 町単 庁舎管理事業 職
員駐車場（南浦工区）整備工事請負契約の変更についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

荻原総務課長。

（総務課長 荻原春樹君 登壇）

○総務課長（荻原春樹君） 議案書 8 ページをお開きください。

議案第 6 2 号 令和 5 年度 町単 庁舎管理事業 職員駐車場（南浦工区）整備
工事請負契約の変更について

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定に
基づき、令和 5 年度 町単 庁舎管理事業 職員駐車場（南浦工区）整備工事請負
契約について、変更契約を締結するため、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 5 号の規定
により議会の議決を求める。

記としまして、工事名です。令和 5 年度 町単 庁舎管理事業 職員駐車場（南
浦工区）整備工事。

工事場所は、御代田町役場職員駐車場 北佐久郡御代田町三ツ谷 南浦でござい
ます。

変更工期でございます。当初、令和 6 年 1 1 月 2 2 日までとしていたものを、令
和 7 年 3 月 2 4 日まで延長するものでございます。

令和 6 年 8 月 3 0 日 提出

御代田町長 小園拓志

本案につきましては、本年３月議会定例会で議決いただいていた職員駐車場整備工事につきまして、本工事の開発行為における完了検査が終了しなければ、融雪剤倉庫１棟及び保管倉庫３棟の現場での建築工事に着手できなくなったことから、建築工事の工期であります令和７年３月２４日まで工期を延長させていただくものでございます。

９ページにつきましては、８月１９日付、大井建設工業株式会社と締結をいたしました仮契約書となっております。

以上のとおりご審議をお願いいたします。

○議長（荻原謙一君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手を願います。

内堀綾子議員。

○３番（内堀綾子君） 議席番号３、内堀綾子です。職員の駐車場かと思います。職員駐車場の工期が延長することによりまして、現在、職員駐車場はお借りしているかと思います。旧役場跡地のほうお借りしているかと思いますが、そちらのほうを賃貸することには影響ありますか。

○議長（荻原謙一君） 荻原総務課長。

○総務課長（荻原春樹君） お答えをいたします。

現在、開発を進める事業者からお借りしていることになっておりますけれども、こちら影響なく大丈夫でございますので、ご安心いただければと思います。お願いします。

○３番（内堀綾子君） 以上です。

○議長（荻原謙一君） ほかに質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

お諮りします。

本案は討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、議案第６２号を採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手多数であります。

よって、議案第62号 令和5年度 町単 庁舎管理事業 職員駐車場（南浦工区）の整備工事請負契約の変更については、原案のとおり決しました。

―――日程第8 議案第63号 町道の路線認定について―――

○議長（荻原謙一君） 日程第8 議案第63号 町道の路線認定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

小林建設水道課長。

(建設水道課長 小林 靖君 登壇)

○建設水道課長（小林 靖君） それでは、議案書10ページをご覧ください。

議案第63号 町道の路線認定について

町道の路線を別紙のとおり認定したいので、道路法第8条第2項の規定により議会の議決を求めます。

令和6年8月30日 提出

御代田町長 小園拓志

11ページをご覧ください。

認定する路線、新規路線2路線がございます。

まず、1件目ですが、東原西軽井沢線になります。

12ページの路線認定図のとおり、赤い矢印の路線になります。起点は、町道御代田佐久線の交差点側になりますが、大字馬瀬口字反り1625番20です。終点は大宇御代田字山ノ神2534番21でございます。延長が880.0m、幅員は12.0mから15.0mでございます。未舗装としておりますが、完成時はアスファルト舗装になります。

理由ですが、町道御代田佐久線及び町道小田井迫分線に接続する新規道路です。

こちら、工事は令和7年度から着工を予定しておりますが、現在は用地測量を実施しております。今後用地買収を実施する前に税務署との事前協議を行う必要があり、その際に町道として認定する必要がございますので、本議会に上程いたしました。

なお、工事が完了した際に供用開始の告示を行う予定でございます。

続きまして、１３ページをご覧ください。

旭町１号線でございます。

１４ページの路線認定図のとおり、エコールみよた西側の宅地分譲地に伴う開発道路について町が帰属を受けましたので、町道認定するものでございます。起点は、赤い矢印、南側になりますが、大字馬瀬口字入郷戸１８８９番４、終点は大字馬瀬口字入郷戸１８８７番１、延長が１０８．１２ｍ、幅員は６．０ｍ、路面はアスファルト舗装でございます。町道旭町線に接続する新規道路でございます。

以上のとおり、ご審議をお願いいたします。

○議長（荻原謙一君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

―――日程第９ 議案第６４号 御代田町職員定数条例の一部

を改正する条例案について―――

○議長（荻原謙一君） 日程第９ 議案第６４号 御代田町職員定数条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

荻原総務課長。

（総務課長 荻原春樹君 登壇）

○総務課長（荻原春樹君） 議案書１５ページをお開きください。

議案第６４号 御代田町職員定数条例の一部を改正する条例について

御代田町職員定数条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり提出する。

令和６年８月３０日 提出

御代田町長 小園拓志

本条例案は、当町における子育て世代を中心とした人口の増加、また行政課題の複雑化や行政が担う住民ニーズなどに対応していくため、職員数の増などについて一部改正をするものでございます。

改正概要でございます。

こちら、第１条では職員の定義を、新しい第４条では職員の配分者について、こちらを明確化いたしまして、新たに定数外職員について明確化するため第３条を追加しております。

定数外とする職員については、地方自治法に基づき派遣をする職員、休職をしている職員、育児休業をしている職員、公益的法人等へ派遣している職員となっております。

また、別表では、町長の事務部局の職員数を１３７人から１６２人と２５人増やし、議会、委員会等の職員とあわせた合計を１９５人とするものでございます。

附則としまして、本条例は令和６年１０月１日から施行いたします。

議案書１７、１８ページは新旧対照表となっております。

以上のとおり、ご審議をお願いいたします。

○議長（荻原謙一君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

――日程第１０ 議案第６５号 御代田町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案について――

○議長（荻原謙一君） 日程第１０ 議案第６５号 御代田町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

荻原総務課長。

（総務課長 荻原春樹君 登壇）

○総務課長（荻原春樹君） 議案書１９ページをお開きください。

議案第６５号 御代田町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案について

御代田町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり提出する。

令和６年８月３０日 提出

御代田町長 小園拓志

議案書２０ページの改め文をご覧ください。

本条例案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する

る法律の改正において別表２が削られたことから、本条例内の別表２という表記をそれぞれの定義された表現に改めるものでございます。

改正概要は、第２条で定めている用語の定義に特定個人番号利用事務と利用特定個人情報を追加し、個人番号の利用範囲を定めております第４条について、法律の別表第２が削られたことに伴い表現の改正をするものでございます。

附則としまして、本条例は公布の日から施行いたします。

議案書２１ページ、２２ページは新旧対照表となっております。

以上のとおり、ご審議をお願いいたします。

○議長（荻原謙一君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

――日程第１１ 議案第６６号 御代田町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の一部を改正する条例案について――

○議長（荻原謙一君） 日程第１１ 議案第６６号 御代田町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

荻原総務課長。

（総務課長 荻原春樹君 登壇）

○総務課長（荻原春樹君） 議案書２３ページをお開きください。

議案第６６号 御代田町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の一部を改正する条例案について

御代田町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり提出する。

令和６年８月３０日 提出

御代田町長 小園拓志

議案書２４ページ、改め文をご覧ください。

本条例案は、本条例において定められております町の機関等について、より具体的な表現となるため改正するものでございます。

改正概要は、第２条で定めている定義のうち町の機関についてをより明確となるよう、アとしまして、町長、教育委員会、議会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会若しくは公営企業管理者又はこれに置かれる機関、

イとしまして、アに掲げる機関の職員であって法令又はこれにおける機関、ウでは、地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者と改正をしております。

附則として、本条例は公布の日から施行いたします。

議案書25ページは新旧対照表でございます。

以上のとおり、ご審議をお願いいたします。

○議長（荻原謙一君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

――日程第12 議案第67号 御代田町長期振興計画審議会条例の一部を改正する条例案について――

○議長（荻原謙一君） 日程第12 議案第67号 御代田町長期振興計画審議会条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

内堀企画財政課長。

（企画財政課長 内堀岳夫君 登壇）

○企画財政課長（内堀岳夫君） 議案書の26ページご覧ください。

議案第67号 御代田町長期振興計画審議会条例の一部を改正する条例案について

御代田町長期振興計画審議会条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり提出する。

令和6年8月30日 提出

御代田町長 小園拓志

27ページ、改め文をご覧ください。

本条例は、令和7年度に策定する第6次御代田町長期振興計画において長期振興計画と地方版総合戦略を一体的な計画として策定するため、諮問機関である審議会の任務内容の追加と構成委員数の変更をするための一部改正となっております。

主な改正内容でございますが、第3条では、審議会の任務について御代田町の総合戦略を新たに追加しております。第4条では、幅広い関係者の意見を反映させるため、既存の長期振興計画審議会に4名を追加し合計14名とするものです。

附則としまして、この条例は公布の日から施行いたします。

28ページから29ページは新旧対照表となっております。

説明につきましては以上となります。ご審議をお願いいたします。

○議長（荻原謙一君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

―――日程第１３ 議案第６８号 御代田町福祉医療費給付金条例の一部を改正する条例案について―――

○議長（荻原謙一君） 日程第１３ 議案第６８号 御代田町福祉医療費給付金条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

浅川保健福祉課長。

（保健福祉課長 浅川英樹君 登壇）

○保健福祉課長（浅川英樹君） 議案書の３０ページをご覧ください。

議案第６８号 御代田町福祉医療費給付金条例の一部を改正する条例案について御代田町福祉医療費給付金条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり提出する。

令和６年８月３０日 提出

御代田町長 小園拓志

改正の理由でございますが、健康保険の被保険者証の発行が令和６年１２月２日より終了となるため、保健医療機関窓口で提示を求められる書類について被保険者証等の文言を廃止し、被保険者であることを証する書類等に改めるため、町の福祉医療費給付金条例の一部を改正するものでございます。

改正の内容でございますが、第７条並びに第８条第２項及び第４項中「被保険者証等」を「被保険者であることを証する書類等」に改めます。

附則ですが、この条例は令和６年１２月２日から施行します。

３１ページが改正条例案、３２ページから３３ページが新旧対照表となっておりますので、ご確認をお願いいたします。

説明は以上でございます。ご審議をお願いいたします。

○議長（荻原謙一君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

この際、暫時休憩します。再開はブザーにてお知らせします。

（午前１０時５９分）

（休 憩）

（午前１１時１３分）

○議長（荻原謙一君） 休憩前に引き続き本会議を再開します。

―――日程第１４ 議案第６９号 御代田町国民健康保険条例の一部を改正する条例案について―――

○議長（荻原謙一君） 日程第１４ 議案第６９号 御代田町国民健康保険条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

浅川保健福祉課長。

（保健福祉課長 浅川英樹君 登壇）

○保健福祉課長（浅川英樹君） 議案書の３４ページをご覧ください。

議案第６９号 御代田町国民健康保険条例の一部を改正する条例案について

御代田町国民健康保険条例の一部を改正する条例案を、別紙のとおり提出する。

令和６年８月３０日 提出

御代田町長 小園拓志

改正の理由でございますが、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法等の一部を改正する法律の施行に伴い、条例の一部を改正するものでございます。

改正の内容でございますが、第２０条中「第９項」を「第５項」に改めます。

また、同条中、「若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第３項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない」を「又は虚偽の届出をした」に改めます。

附則ですが、この条例は、令和６年１２月２日から施行します。

第２条として、この条例の施行の日前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令第９条の規定により、なお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行の日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によるとして経過措置を設けております。

３５ページが改正条例（案）、３６ページが新旧対照表となっておりますので、ご確認をお願いいたします。

説明は以上です。ご審議をお願いいたします。

○議長（荻原謙一君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

――日程第１５ 議案第７０号 令和５年度御代田町一般会計歳入歳出決算の認定について――

○議長（荻原謙一君） 日程第１５ 議案第７０号 令和５年度御代田町一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

内堀企画財政課長。

（企画財政課長 内堀岳夫君 登壇）

○企画財政課長（内堀岳夫君） 議案３７ページをお願いします。

議案第７０号 令和５年度御代田町一般会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法第２３３条第３項の規定により、令和５年度御代田町一般会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和６年８月３０日 提出

御代田町長 小園拓志

議案書とは別になります。資料番号１で説明させていただきます。

令和５年度一般会計の決算概要について説明をいたします。

令和４年度から繰越明許により繰り越した６事業の事業費を含んだ令和５年度決算総額は、前年度に比べ、歳入で１．４％減少し、歳出で０．４％増加しました。

歳入の主な減少要因は、令和４年度の基金の見直しにより増加した基金繰入金について、通常どおりの運用となったことによるものです。

また、歳出の要因につきましては、ふるさと創生基金積立金の増加のほか、物価高騰対策に係る給付金事業等の増加によるものでございます。

資料の１ページになります。

まず歳入になります。

款１町税は、総額２５億９，４６８万６，０００円で、前年比３，６６７万１，０００円、１．４％減少しました。個人住民税は、給与所得の増加から３，３３５万９，０００円増加しましたが、法人町民税は企業からの申告により１億１，９０９万１，０００円減少しました。固定資産税は、新築・増築家屋、それから償却資産の増加から３，５４５万４，０００円の増加。それから軽自動車税は、台数

の増加等により 206 万円の増加となりました。徴収率につきましては、現年度 99.4%で、滞納繰越分では 14.8%となり、全体で 96.8%、前年比で 0.5 ポイントを上昇した状況となりました。

款 2 の地方譲与税から、3 ページまでの款 12 交通安全対策特別交付金までの交付金等につきましては、それぞれ資料にある理由により増加あるいは減少しております。

このうち、款 11 の地方交付税 15 億 5,337 万 2,000 円、こちらは前年比で 7,944 万 7,000 円、4.9%減少しました。こちらは、普通交付税 9,896 万 7,000 円の減少につきましては、令和 4 年度、調定ベースで法人町民税、こちらをはじめとする税収の増加によりまして基準財政収入額が増加したことが主な要因となっております。

続きまして、3 ページの款 13 分担金及び負担金は 4,339 万円で、前年比 446 万 6,000 円、11.5%増加となりました。こちらは、主に保育料負担金が 482 万 5,000 円増加したことによるものです。こちらの保育料の徴収率につきましては、昨年度に続きまして、現年分で 100%となっております。

款 14 使用料及び手数料は 7,661 万 7,000 円で、前年比でほぼ同額でした。こちらの内訳としましては、博物館入館料が 101 万 9,000 円の増加、それから町営住宅使用料は 266 万 9,000 円減少しております。主な使用料の徴収率につきましては、住宅使用料、現年度分で 94.2%で、前年比 2.3 ポイント減少となっております。

款 15 国庫支出金は 12 億 2,506 万 4,000 円で、前年比で 1 億 772 万 8,000 円、9.6%の増加です。こちらの要因のまず増加としましては、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金、こちらが 1 億 4,915 万 7,000 円の皆増、それから国土交通省道路局個別補助金 1 億 1,343 万円の増、それから都市構造再編集中支援整備事業補助金 5,240 万 3,000 円の皆増。減少の要因としましては、コロナ対応地方創生臨時交付金、それから電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金、こちらの皆増などが挙げられます。

続いて、資料の 4 ページをお願いいたします。

款 16 県支出金、こちらが 4 億 1,681 万円で、前年比で 533 万 1,000 円、1.3%減少となっております。こちらの要因につきましては、第 6 波対応事業者

支援交付金、こちらが皆減したことによるものです。

款 17 財産収入 2 億 3,650 万 8,000 円で、前年比で 2 億 43 万 4,000 円、555.6%の増加となっております。こちらの要因につきましては、旧役場庁舎跡地、それから平和台児童館の跡地、こちらの土地売却収入の増加によるものです。

款 18 寄附金は 6 億 7,447 万 1,000 円で、前年比で 1 億 2,822 万 8,000 円、23.5%増加しました。こちらは、ふるさと納税寄附金につきまして、新たな返礼品などを追加しまして、こういった要因によりまして増加となったものでございます。

款 19 の繰入金金は 6 億 5,520 万 1,000 円で、前年比 6 億 1,397 万円、48.4%減少しました。要因につきましては、令和 4 年度に基金の見直しをしましたので、基金の廃止による全額繰入れのため繰り入れました役場庁舎整備基金繰入金、それから教育施設整備基金繰入金、こちらの皆増によるものでございます。

資料の 5 ページをお願いいたします。

款 22 町債は 4 億 5,250 万 8,000 円で、前年比 6,630 万 5,000 円、17.2%増加しております。こちらにつきましては、土木費と教育費の町債の増加によるものです。

6 ページをお願いします。

歳出に入ります。

こちらの主なものについて、款 1 の議会費については 9,865 万 3,000 円で、前年比 445 万 3,000 円、4.7%増加しました。こちらの要因につきましては、コロナウイルス感染症が 5 類移行によりまして、通常どおり視察などを実施したことにより、旅費やバスの借り上げ料、こちらが増加したことによるものです。

款 2 総務費は 16 億 336 万 7,000 円で、前年比で 1 億 8,463 万 2,000 円、13%増加しました。こちらの要因につきましては、ふるさと創生基金積立金 2 億 2,799 万 4,000 円、それからふるさと納税関係経費が増加したことによるものです。

款 3 の民生費につきましては 24 億 5,839 万 4,000 円で、前年比で 1 億 8,019 万 9,000 円、7.9%の増加となりました。

要因でございしますが、低所得者世帯物価高騰対応給付金事業 1 億 6 万円の皆増、それから臨時福祉給付金の増加、それから新設保育所に対する就学前教育・保育施

設整備補助金 8,473 万 7,000 円、こちらも皆増しておりますので、こういった要因により増加しております。

7 ページお願いいたします。

款 4 の衛生費は 4 億 8,605 万 3,000 円で、前年比で 5,892 万 6,000 円、10.8%の減少となりました。こちらの要因につきましては、新型コロナウイルスワクチンの接種事業経費 7,234 万 1,000 円の減少によるものです。

続いて、款 6 の農林水産業費、こちらは 1 億 8,453 万 9,000 円で、前年比で 5,036 万 8,000 円、21.4%減少しました。こちらは、令和 3 年度から 4 年度に繰り越された繰越明許農業振興事業補助金 2,348 万 4,000 円の皆減、それから農業者向け原油価格・物価高騰対策給付金 2,065 万円、こういった減少によるものです。

款 7 の商工費は 1 億 5,725 万 4,000 円で、前年比で 1 億 5,050 万 3,000 円、48.9%減少となりました。こちらは、町民生活応援商品券事業補助金 7,892 万 3,000 円の皆減、それから事業者向け原油価格・物価高騰対策給付金 5,075 万円の減少によるものです。

続きまして、7 ページから 8 ページにかけての土木費になります。

土木費は、15 億 8,868 万 7,000 円で、前年比で 2,381 万 8,000 円、1.5%増加となりました。こちらの要因につきましては、社会資本整備基金への積立金、それが 1 億 2,766 万円、こちらが減少。それから町単独道路新設改良費、こちらも 6,178 万 1,000 円の減少がありましたが、国庫補助事業であります交通安全対策事業費 1 億 5,544 万 3,000 円、それから都市再生整備計画事業費 1 億 2,971 万円、こちらが増加したことにより、全体では増加となりました。

款 9 の消防費です。2 億 9,702 万 2,000 円で、前年比で 905 万 2,000 円、3%減少となりました。こちらは、防災行政無線システムリプレイス委託料 1,980 万円の皆減などによるものです。

款 10 の教育費は 8 億 8,319 万 8,000 円で、前年比で 5,140 万 7,000 円、5.5%の減少となりました。繰越明許費を含みますエコールみよたの空調設備修繕工事、こちらは 9,889 万円で増加となりましたが、町立中学校

建設基金積立金の減少や学校給食運営基金の積立金、こちらの減少によりまして全体で減少となりました。

9 ページをお願いします。

款 1 1 の災害復旧費です。災害復旧費は 1, 8 8 0 万 3, 0 0 0 円で、前年比で 1, 4 7 8 万 6, 0 0 0 円、3 6 8. 1 % の増加となりました。こちらは、令和 5 年の 8 月に、こちらも豪雨によりまして町道浅間幹線の災害復旧費、こういったことの増加によるものです。

款 1 2 の公債費は 6 億 8, 7 8 3 万 9, 0 0 0 円で、前年比で 5, 1 4 5 万 5, 0 0 0 円、7 % の減少となりました。こちらは、平成 2 5 年度借入れのまちづくり交付金事業に係る公共事業等債、こちらの償還などが終了したことなどから減少しております。

款 1 4 の予備費につきましては、総務費、徴税費の還付金や、土木費の道路維持費の道路除雪費、こういった項目の 1 0 項目、1 0 の科目に対しまして、5, 4 5 2 万 5, 0 0 0 円をそれぞれ充当をしました。

続きまして、また別のファイルになります決算書になりまして、決算書の 1 1 3 ページをお願いします。

決算書の 1 1 3 ページ、こちらが実質収支に係る調書となっております。

1. 歳入総額は 9 0 億 1, 3 4 1 万 5, 0 0 0 円。2. 歳出総額 8 4 億 6, 4 3 9 万 5, 0 0 0 円。3. 歳入歳出差引額 5 億 4, 9 0 1 万 9, 0 0 0 円となっております。4 の翌年度へ繰り越すべき財源としまして、繰越明許費繰越額 1 億 6, 0 5 5 万 8, 0 0 0 円となっております、5 の実質収支額につきましては、3 億 8, 8 4 6 万 1, 0 0 0 円となっております。

また、6 の実質収支額のうち、地方自治法第 2 3 3 条の 2 の規定によります基金繰入額につきましては、2 億円を繰り入れております。5 の実質収支額から 6 の基金繰入金を差し引いた残額 1 億 8, 8 4 6 万 1, 0 0 0 円につきまして、4 の翌年度へ繰り越すべき財源を合わせまして、令和 6 年度へ繰越しをしております。

それから、地方自治法第 2 3 3 条第 5 項の規定に基づく書類としまして、歳入歳出決算書の事項別明細書、こちらにつきましては 9 ページから 1 1 2 ページ、財産に関する調書につきましては 1 9 0 ページから 1 9 2 ページ、それから同法 2 4 1 条第 1 項の規定に基づく定額運用基金の運用状況を示す書類につきましては

１９３ページに掲載しております。

また、１９４ページ以降につきましては、主要事業の状況などの決算に関する説明資料となっておりますので、こちらを掲載しております。

説明につきましては以上になります。ご審議をお願いいたします。

○議長（荻原謙一君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

――日程第１６ 議案第７１号 令和５年度御代田財産区特別会計歳入歳出決算の認定
について――

○議長（荻原謙一君） 日程第１６ 議案第７１号 令和５年度御代田財産区特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

内堀企画財政課長。

（企画財政課長 内堀岳夫君 登壇）

○企画財政課長（内堀岳夫君） 議案書の３８ページをお願いいたします。

議案第７１号 令和５年度御代田財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
地方自治法第２３３条第３項の規定により、令和５年度御代田財産区特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和６年８月３０日 提出

御代田町長 小園拓志

続きまして、決算書の１１４ページ、お願いいたします。

款項別集計表の歳入になります。

款１財産収入、項１財産運用収入は、収入額２５０万７,９９３円でした。

内訳は土地貸付料として財産区有地の貸付料２４５万円と、財政調整基金の預金利子５万７,９９３円です。

項２財産売払収入はありませんでした。

款２繰入金、項１基金繰入金９３６万２,０００円は、財政調整基金からの繰入金です。

款３繰越金１０３万９,１２７円は、令和４年度からの繰越金です。

款４諸収入はありませんでした。

歳入合計１,２９０万９,１２０円となり、予算額に対する執行率は９９.９％と

なっております。

続きまして、１１５ページをお願いします。

歳出になります。

款１総務費、項１総務管理費は、支出済額１，１７１万４，６３５円でした。主な支出は、財産区有地の管理委託料４００万円、それから下刈委託料６４０万円です。

款２予備費は、充当等ありませんでした。

歳出合計１，１７１万４，６３５円となり、予算額に対する執行率は９０．７％となっております。

続きまして、１１６ページになります。

歳入歳出差引残額は１１９万４，４８５円となりまして、決算内容につきましては、８月２０日の開催の御代田財産区管理会において同意を得たものでございます。

決算書１１９ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書となっております。

１．歳入総額１，２９０万９，０００円、２．歳出総額１，１７１万４，０００円、３．歳入歳出差引額は１１９万４，０００円となっています。４．翌年度へ繰り越すべき財源はないため、５の実質収支額は１１９万４，０００円となり、全額、令和６年度へ繰越しをしております。

説明は以上になります。ご審議をお願いいたします。

○議長（荻原謙一君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

―――日程第１７ 議案第７２号 令和５年度小沼地区財産管理特別会計歳入歳出決算の認定について―――

○議長（荻原謙一君） 日程第１７ 議案第７２号 令和５年度小沼地区財産管理特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

内堀企画財政課長。

（企画財政課長 内堀岳夫君 登壇）

○企画財政課長（内堀岳夫君） 議案書の３９ページをご覧ください。

議案第７２号 令和５年度小沼地区財産管理特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、令和5年度小沼地区財産管理特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和6年8月30日 提出

御代田町長 小園拓志

決算書の120ページをご覧ください。

歳入になります。

款1財産収入、項1財産運用収入は、収入済額8,937円でした。内訳は、土地貸付料と財政調整基金の預金利子になります。

項2財産売却収入はありませんでした。

款2繰入金、項1基金繰入金は295万6,000円、こちらは財政調整基金からの繰入金になります。

項2他会計繰入金470万8,242円は、一般会計からの繰入金です。

款3繰越金13万5,546円は、令和4年度からの繰越金です。

款4諸収入はありませんでした。

歳入合計780万8,725円となり、予算額に対する執行率は100%となっております。

決算書の121ページをお願いいたします。

歳出になります。

款1総務費、項1総務管理費は、支出済額769万3,300円でした。主な支出は、林野管理委託料257万8,000円、それから財政調整基金積立金471万9,000円となっております。

款2予備費は、充当はありませんでした。

歳出合計769万3,300円となり、予算額に対する執行率は、98.5%となっております。

決算書122ページになります。

歳入歳出差引残額は11万5,425円となりまして、決算の内容につきまして、8月19日開催の小沼地区財産管理委員会において同意を得たものでございます。

125ページ、お願いいたします。

実質収支に関する調書となっています。

１．歳入総額 780 万 8,000 円、２．歳出総額 769 万 3,000 円、３．歳入歳出差引額は 11 万 5,000 円となっております。４の翌年度へ繰り越すべき財源はないため、５の実質収支額は 11 万 5,000 円となり、全額、令和 6 年度へ繰越しをしております。

説明は以上になります。ご審議をお願いいたします。

○議長（荻原謙一君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

――日程第 18 議案第 73 号 令和 5 年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について――

○議長（荻原謙一君） 日程第 18 議案第 73 号 令和 5 年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

浅川保健福祉課長。

（保健福祉課長 浅川英樹君 登壇）

○保健福祉課長（浅川英樹君） それでは、議案書の 40 ページをお願いいたします。

議案第 73 号 令和 5 年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、令和 5 年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 6 年 8 月 30 日 提出

御代田町長 小園拓志

決算書の 126 ページをご覧ください。

歳入・歳出決算書款項別集計表でございます。

まず歳入でございますが、款 1 項 1 国民健康保険税、収入済額 3 億 7,371 万 407 円で、前年度比 4.5% の減となりました。徴収率は、現年 96.4% でございます。被保険者数は 3,536 名で 30 名の増加となっております。不納欠損額 134 万 3,889 円で、こちらは法令の規定に基づくものでございます。収入未済額 4,242 万 5,872 円ございました。

款 2 使用料及び手数料、項 1 手数料、こちらは国保税督促手数料として 24 万 1,681 円の収入でございます。

款 3 国庫支出金、項 1 国庫補助金 7 万 4,000 円の収入でございます。社会保障・税番号制度システム整備費補助金として、マイナンバーカードの普及促進のための費用を含め、保険証利用の推進事業に対する補助金と出産育児一時金臨時補助金を合計したものとなっております。

款 4 県支出金、項 1 県補助金 10 億 9,778 万 3,909 円の収入でございます。市町村が支払う保険給付費等に要する費用に対し、全額交付される普通交付金と、医療費の適正化に向けた取組や生活習慣病予防事業等の取組に応じて交付される特別交付金となっております。

款 5 財産収入、項 1 財産運用収入 5 万 4,403 円の収入でございます。こちらは国民健康保険支払準備基金の利息等運用益の収入でございます。

款 6 繰入金、項 1 他会計繰入金 9,501 万 2,191 円で、前年度比 10.5% の減となりました。一般会計からの保険基盤安定繰入金が主なものとなっております。

款 7 項 1 繰越金、こちらは令和 4 年度からの繰越金で 1 億 3,917 万 9,672 円で行いました。

款 8 諸収入、項 1 延滞金加算金及び過料、こちらは延滞金として 352 万 8,753 円を収入しております。

項 2 受託事業収入、こちらは収入はございませんでした。

項 3 雑入 926 万 6,826 円の収入でございます。こちらは、交通事故に伴う医療給付費や国保資格喪失後の保険証使用に伴う医療費の返還分ですとか、令和 4 年度保険給付費等交付金の還付金を収入しております。収入未済となっております 18 万 3,910 円につきましては、過年度分として返納を求めてまいります。

歳入合計 17 億 1,885 万 1,842 円となっております。

予算に対する執行率につきましては、101.3%で行いました。

続いて 127 ページをご覧ください。

歳出でございます。

款 1 総務費、項 1 総務管理費、支出済額 450 万 3,071 円となりました。通信運搬費や委託料が主なもので、国保資格システムの改修や関係帳票の作成などを支出しております。

項 2 徴税費、賦課徴収費として電算処理委託料等 412 万 3,929 円の支出で

ございます。

項 3 運営協議会費、こちらは 2 万 4,000 円で国保運営協議会委員報酬等でございます。

款 2 保険給付費、項 1 療養諸費、こちらは療養給付費、療養費等の支出でございます。まして、9 億 4,273 万 7,440 円となりました。前年度比 5 % の増でございます。

項 2 高額医療費 1 億 3,041 万 2,035 円で、前年度比 5.1 % の増でございます。

項 3 出産育児一時金 6 億 12 万 7,374 円でございます。こちらは 15 件の支出でございました。

項 4 葬祭諸費 1 億 15 万円でございます。こちらは 23 件の支出となっております。

項 5 傷病手当諸費、こちらは支出はございませんでした。

款 3 国民健康保険事業費納付金、こちらは市町村の被保険者数、所得水準、医療費水準等を加味した上で、県から示された金額を納めるものとなっております。

項 1 医療給付費 2 億 8,413 万 35 円、前年度比 6.8 % の減となっております。

項 2 後期高齢者支援金等 1 億 2,311 万 5,489 円、前年度比 8.4 % の増となっております。

項 3 介護納付金 4,327 万 5,558 円、前年度比 6.8 % の減となっております。

款 4 保健事業費、項 1 特定健康診査等事業費 1,616 万 503 円で、特定健康診査等の事業費となっております。

項 2 保健事業費 6 億 44 万 8,791 円で、保健指導を行う職員の賃金と人間ドックの補助金等となっております。

款 5 諸支出金、項 1 償還金及び還付加算金 1,227 万 394 円の支出となりました。保険給付費等交付金の返還金等となっております。

款 6 項 1 基金積立金、こちらは 6 万円を支払準備基金へ積み立てております。

款 7 項 1 予備費、予備費の充当はございませんでした。

歳出合計 1 億 7,453 万 8,619 円となっております。

予算に対する執行率につきましては、92.8 % となりました。

歳入歳出差引残額は 1 億 4,431 万 3,223 円でございました。

続きまして、１３９ページをご覧いただきたいと思います。

実質収支に関する調書でございます。

歳入総額１７億１，８８５万１，０００円、歳出総額１５億７，４５３万
８，０００円、歳入歳出差引額１億４，４３１万３，０００円、翌年度へ繰り越すべ
き財源はございません。

実質収支額は１億４，４３１万３，０００円となっており、この金額が令和６年度
への繰越しとなります。

説明は以上です。ご審議をお願いいたします。

○議長（荻原謙一君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

昼食のため休憩します。午後は１時３０分より再開します。

（午前１１時５２分）

（休 憩）

（午後 １時３０分）

○議長（荻原謙一君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

―――日程第１９ 議案第７４号 令和５年度御代田町介護保険事業勘定特別会計歳入歳
出決算の認定について―――

○議長（荻原謙一君） 日程第１９ 議案第７４号 令和５年度御代田町介護保険事業勘
定特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

浅川保健福祉課長。

（保健福祉課長 浅川英樹君 登壇）

○保健福祉課長（浅川英樹君） それでは、議案書の４１ページをお願いいたします。

議案第７４号 令和５年度御代田町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認
定について

地方自治法第２３３条第３項の規定により、令和５年度御代田町介護保険事業勘
定特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和６年８月３０日 提出

御代田町長 小園拓志

決算書の１４０ページをお願いいたします。

歳入・歳出決算書款項別集計表でございます。

まず歳入でございますが、款１保険料、項１介護保険料、収入済額２億４,９１８万６,３８１円で、前年度比２％の増となりました。普通徴収の現年度徴収率９７％でございます。不納欠損額１１万５,０１０円で、こちらは法令に基づくものでございます。収入未済額２４１万７,８３０円でございます。

款２分担金及び負担金、項１負担金９２万１,６９０円の収入でございます。介護予防事業の利用者負担金となっております。収入未済額１万９６４円でございます。

款３使用料及び手数料、項１手数料、こちらは督促手数料として３万５,０６０円の収入でございます。

款４国庫支出金、項１国庫負担金１億９,７３９万１,００１円で、前年度比０.５％の減でございます。こちらは介護給付費に対する国の負担金でございます。項２国庫補助金４,８２２万７,０１９円で、前年度比８.７％の減となりました。調整交付金と地域支援事業交付金、それから保険者機能強化推進交付金、保険者努力支援交付金などとなっております。

款５項１支払基金交付金２億９,２９０万４,１２１円で、前年度比４％の増となりました。こちらは介護給付費交付金と地域支援事業支援交付金となっております。

款６県支出金、項１県負担金１億６,０７４万６,０００円で、前年度比２.１％の増でございます。こちらは国庫同様、給付費に対する県の負担金でございます。項２県補助金１,０１６万３,５８５円で、前年度比２.９％の増でございます。こちらは地域支援事業交付金となっております。

款７財産収入、項１財産運用収入３万４,４０５円の収入でございます。こちらは介護保険基金の利息等運用益の収入となっております。

款８繰入金、項１他会計繰入金１億７,１９８万８,３９６円で、前年度比４％の減となっております。こちらは一般会計から介護給付費、地域支援事業等への繰入れとなっております。

款９項１繰越金、こちらは令和４年度からの繰越金で、７,６６３万５,１７７円でございます。

款１０諸収入、項１延滞金、加算金及び過料、こちらは延滞金としまして１３万４,０１０円を収入しております。項２サービス収入２６３万２,２６０円で、居宅

介護予防支援サービス計画費の収入となっております。項３雑入ですが収入はありませんでした。

歳入合計１２億１,０９９万９,１０５円となっております。予算に対する執行率につきましては、９９％でございました。

続いて、１４１ページをご覧ください。

歳出でございます。

款１項１総務費、支出済額１,６３１万７,１２８円で、前年度比６.８％の増となっております。主な支出ですが、電算処理委託料や佐久広域連合介護認定審査会負担金等となっております。

款２項１保険給付費、１０億４,５５０万１,６０２円で、前年度比３.２％の増となっております。居宅や施設など介護サービス給付費でございます。

款３地域支援事業費、項１包括的支援事業・任意事業費３,７４９万２,２６９円の支出でございます。こちらは地域包括支援センターの運営経費、要介護、一般高齢者への配食等、任意事業経費となっております。項２介護予防・生活支援サービス事業費２,９６４万８,０３９円でございます。要支援事業対象者への配食など生活支援サービスや訪問型、通所型サービスの支出となっております。項３一般介護予防事業１３９万３,３４６円でございます。こちらは介護予防普及啓発事業として、介護予防教室、生活サポーター養成事業等の経費となっております。

款４項１基金積立金、基金の利息分としまして５万円を積み立てております。

款５項１諸支出金２,３８１万８,９８５円で、こちらは国、県への返還金等となっております。

款６項１予備費、保険給付費へ２,０００円を充当いたしております。

歳出合計１１億５,４２２万１,３６９円となっております。予算に対する執行率につきましては９４.４％でございました。

歳入歳出差引残額は５,６７７万７,７３６円でございます。

続いて、１５４ページをご覧ください。

実質収支に関する調書でございます。

歳入総額１２億１,０９９万９,０００円、歳出総額１１億５,４２２万１,０００円、歳入歳出差引額５,６７７万７,０００円、翌年度へ繰り越すべき財源はございません。実質収支額は５,６７７万７,０００円となっており、この金額

が令和 6 年度への繰越しとなります。

説明は以上です。ご審議をお願いいたします。

○議長（荻原謙一君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

―――日程第 20 議案第 75 号 令和 5 年度御代田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出
決算の認定について―――

○議長（荻原謙一君） 日程第 20 議案第 75 号 令和 5 年度御代田町後期高齢者医療
特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

浅川保健福祉課長。

（保健福祉課長 浅川英樹君 登壇）

○保健福祉課長（浅川英樹君） それでは、議案書の 42 ページをお願いいたします。

議案第 75 号 令和 5 年度御代田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定
について

地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、令和 5 年度御代田町後期高齢者医療
特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 6 年 8 月 30 日 提出

御代田町長 小園拓志

決算書の 155 ページをご覧ください。

歳入・歳出決算書款項別集計表でございます。

まず歳入でございますが、款 1 項 1 後期高齢者医療保険料、収入済額 1 億
6,086 万 3,880 円で、前年度比 11.1%の増となっております。普通徴収
現年度徴収率は 98.5%でございました。収入未済額 245 万 7,320 円でご
ざいます。

款 2 使用料及び手数料、項 1 手数料、こちらは督促手数料としまして 2 万
5,980 円の収入でございます。

款 3 繰入金、項 1 一般会計繰入金 4,094 万 4,931 円で、前年度比 4.2%
の増でございます。事務費、保険基盤安定、保健事業費に対しての繰入れとなっ
ております。

款 4 項 1 繰越金、こちらは令和 4 年度からの繰越金で、36 万 6,779 円でご

ざいます。

款 5 諸収入、項 1 延滞金、加算金及び過料 1 3 万 6, 3 4 0 円で延滞金の収入で
ございます。項 2 償還金及び還付加算金 1 4 万 4, 3 0 0 円で、保険料還付金で
ございます。項 3 雑入 2 7 4 万 3, 5 5 0 円で、健診事業費広域連合支出金、また人
間ドックに対する特別調整交付金となっております。

歳入合計 2 億 5 2 2 万 5, 7 6 0 円となっております。予算に対する執行率につ
きましては、9 9. 5 % でした。

続いて、1 5 6 ページをご覧ください。

歳出でございます。

款 1 総務費、項 1 総務管理費、支出済額 1 4 5 万 7 5 5 円で、前年度比 5. 3 %
の増でございます。電算処理委託料、通信運搬費が主な支出となっております。項
2 徴収費、賦課徴収経費として 4 9 万 7, 4 5 1 円の支出でございます。こちらは
印刷製本費や通信運搬費が主な支出となっております。

款 2 項 1 後期高齢者医療広域連合納付金 1 億 9, 7 7 3 万 2, 0 5 1 円で、前年度
比 9. 3 % の増でございます。こちらは保険料等の負担金、保険基盤安定負担金と
なっております。

款 3 保健事業費、項 1 健診事業費 2 8 4 万 8, 0 9 0 円で、前年度比 7. 2 % の増
でございます。こちらは後期高齢者の健診の委託料となっております。項 2 保健事
業費 1 4 2 万円となりました。こちらは人間ドックの補助金でございます。

款 4 諸支出金、項 1 償還金及び還付加算金 1 5 万 4, 4 0 0 円で、保険料還付金
でございます。

款 5 項 1 予備費、予備費の充当はございませんでした。

歳出合計 2 億 4 1 0 万 2, 7 4 7 円となっております。予算に対する執行率につ
きましては、9 9 % でございます。

歳入歳出差引残額は 1 1 2 万 3, 0 1 3 円でした。

続いて、1 6 2 ページをご覧ください。

実質収支に関する調書でございます。

歳入総額 2 億 5 2 2 万 5, 0 0 0 円、歳出総額 2 億 4 1 0 万 2, 0 0 0 円、歳入歳
出差引額 1 1 2 万 3, 0 0 0 円、翌年度へ繰り越すべき財源はございません。実質
収支額は 1 1 2 万 3, 0 0 0 円となっており、この金額が令和 6 年度への繰越しと

なります。

説明は以上でございます。ご審議をお願いいたします。

○議長（荻原謙一君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

―――日程第２１ 議案第７６号 令和５年度御代田町住宅新築資金等貸付事業特別会計
歳入歳出決算の認定について―――

○議長（荻原謙一君） 日程第２１ 議案第７６号 令和５年度御代田町住宅新築資金等
貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

小林建設水道課長。

（建設水道課長 小林 靖君 登壇）

○建設水道課長（小林 靖君） それでは、議案書４３ページをご覧ください。

議案第７６号 令和５年度御代田町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決
算の認定について

地方自治法第２３３条第３項の規定により、令和５年度御代田町住宅新築資金等
貸付事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会への認定に付
します。

令和６年８月３０日 提出

御代田町長 小園拓志

決算書の１６３ページをご覧ください。

歳入・歳出決算書款項別集計表、歳入です。

款１県支出金、項１県補助金９万円は、住宅新築資金等貸付金の徴収事務に要し
た費用に対する４分の３相当の補助金になります。前年とほぼ同額でございます。

続いて、款２項１繰越金１７万７９０円は、令和４年度からの繰越金です。

款３諸収入、項１貸付金元利収入５１５万３,１０２円は、貸付金未償還分です。
前年比３００万円ほどの増額となっております。１名の方が宅地取得資金及び住宅
新築資金の未納分を完納いたしました。項２延滞金、加算金及び過料の収入はあり
ませんでした。

歳入合計が５４１万３,８９２円で、前年比３２０万円ほど増となっております。

予算額に対する執行率ですが９９．９％となっております。

次の１６４ページをご覧ください。

歳出です。

款１土木費、項１住宅費、支出済額５２４万３,８５５円は、一般会計への繰出金と消耗品、役場庁舎光熱水費になっております。前年比３００万円ほどの増でございます。

歳出合計が５２４万３,８５５円で、予算減額に対する執行率９６．８％となっております。

次のページをお願いいたします。

歳入歳出差引残額１７万３７円でございます。

続いて、１６８ページをご覧ください。

実質収支に関する調書です。

１．歳入総額は５４１万３,０００円です。２．歳出総額が５２４万３,０００円です。３．歳入歳出差引額は１７万円です。４．翌年度へ繰り越すべき財源はありません。５．実質収支額は１７万円です。６．実質収支額のうち地方自治法第２３３条の２の規定による基金繰入額はありません。

以上のとおり、ご審議をお願いいたします。

○議長（荻原謙一君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

―――日程第２２ 議案第７７号 令和５年度御代田町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について―――

○議長（荻原謙一君） 日程第２２ 議案第７７号 令和５年度御代田町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

小林建設水道課長。

（建設水道課長 小林 靖君 登壇）

○建設水道課長（小林 靖君） それでは、議案書４４ページをご覧ください。

議案第７７号 令和５年度御代田町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法第２３３条第３項の規定により、令和５年度御代田町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付します。

令和 6 年 8 月 3 0 日 提出

御 代 田 町 長 小 園 拓 志

決算書は 1 6 9 ページをご覧ください。

令和 5 年度の公共下水道事業特別会計の決算は、令和 6 年 4 月 1 日から公営企業会計へ移行したため、令和 6 年 3 月 3 1 日を令和 5 年度会計の締め日としております。

歳入・歳出決算書款項別集計表、まず歳入です。

款 1 分担金及び負担金、項 1 負担金は 3, 6 8 9 万 4, 8 0 0 円の収入額でございました。こちらは受益者負担金分担金となります。徴収率 8 2. 4 % となっております。不納欠損額 7 0 4 万 4, 1 0 0 円につきましては、法令の規定に基づく時効消滅によるものでございます。

続いて、款 2 使用料及び手数料、項 1 使用料 3 億 4, 5 8 8 万 6, 3 5 7 円は、下水道使用料です。徴収率は 8 8. 5 % でございます。不納欠損額 1 2 8 万 1, 4 6 0 円は、法令の規定に基づく時効消滅によるものでございます。項 2 手数料 2 1 万 5, 8 0 0 円は、指定工事店申請手数料、督促手数料となっております。前年とほぼ同額でございます。

続いて、款 3 繰入金、項 1 他会計繰入金 1 億 4, 9 8 3 万 9, 0 0 0 円は、一般会計からの繰入金でございます。

続いて、款 4 項 1 繰越金 9 4 6 万 5, 9 0 7 円は、令和 4 年度からの繰越金でございます。

款 5 諸収入、項 1 延滞金、加算金及び過料 3 6 万 2, 9 5 2 円は延滞金等でございます。項 2 雑入 5 4 万 7, 5 0 0 円は、金抜設計手数料及び建物災害共済金の収入でございます。

続きまして、款 6 項 1 町債 3 億 3, 2 2 0 万円は、環境整備に伴う事業債でございます。公共下水道整備事業債 1 億 5, 2 7 0 万円、資本費平準化債 1 億 5, 7 0 0 万円、公営企業会計適用債 2, 2 5 0 万円となっております。

続いて、款 7 国庫支出金、項 1 国庫補助金は、調停額 2, 8 9 0 万円で収入はございません。令和 6 年 3 月 3 1 日で打ち切り決算をしたためでございます。令和 6 年 4 月に 2, 8 9 0 万円の国庫補助の収入がございましたので、こちらは令和 6 年度の下水道事業会計に計上してございます。

歳入の合計が８億７，５４１万２，３１６円で、予算減額に対する執行率は８９．５％となっております。

続きまして、１７０ページをご覧ください。

歳出です。

款１土木費、項１都市計画費２億８，２３１万９，２０８円は、処理場の維持管理に関する経費並びに下水道本管工事、新築に伴う公共ますの設置工事及び繰越明許によるマンホールポンプ更新工事、公営企業会計移行委託料が主な支出となっております。

それから翌年度繰越額５，５１４万円の内訳でございますが、御代田浄化管理センター機械電気設備の改築工事費５，２１０万円、この工事に伴う施工管理費３０４万円が翌年度繰越額の内訳となっております。

続いて、款２項１公債費５億４，１５１万７，２６６円は、起債の元金、利子の償還金です。

款３項１予備費の支出はございません。

歳出合計が８億２，３８３万６，４７４円で、予算減額に対する執行率が８４．２％となっております。

次のページをお願いいたします。

歳入歳出差引残額は５，１５７万５，８４２円でございます。

続きまして、１７８ページをご覧ください。

実質収支に関する調書でございます。

１．歳入総額は８億７，５４１万２，０００円です。２．歳出総額が８億２，３８３万６，０００円です。３．歳入歳出差引額は５，１５７万５，０００円です。４．翌年度へ繰り越すべき財源は、繰越明許費繰越額４万円です。こちらは繰越額５，５１４万円のうちの一般財源分ということになります。５．実質収支額は５，１５３万５，０００円です。６．実質収支額のうち、地方自治法第２３３条の２の規定による基金繰入額はありません。

以上のとおり、ご審議をお願いいたします。

○議長（荻原謙一君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

出決算の認定について――

○議長（荻原謙一君） 日程第２３ 議案第７８号 令和５年度御代田町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

小林建設水道課長。

（建設水道課長 小林 靖君 登壇）

○建設水道課長（小林 靖君） それでは、議案書４５ページをご覧ください。

議案第７８号 令和５年度御代田町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法第２３３条第３項の規定により、令和５年度御代田町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付します。

令和６年８月３０日 提出

御代田町長 小園拓志

決算書１７９ページをご覧ください。

農業集落排水事業特別会計の決算につきましても、令和６年４月１日から公営企業会計へ移行したため、令和６年３月３１日を令和５年度会計の締め日としております。

まず、歳入でございます。

款１分担金及び負担金、項１分担金は１万１,３８６円でございます。こちらは草越・広戸事業組合の受益者分担金として事業費の７％分の収入となっております。

続いて、款２使用料及び手数料、項１使用料７６４万８,７４０円は、下水道使用料です。徴収率９１.５％でございます。項２手数料１,５００円は督促手数料です。

款３繰入金、項１他会計繰入金２,０１７万円は、一般会計からの繰入金でございます。

款４項１繰越金７９万８,２６３円は、令和４年度からの繰越金でございます。

款５諸収入、項１延滞金、加算金及び過料１,１００円は延滞金でございます。項２雑入の収入はありませんでした。

歳入合計が２,８６３万９８９円でございます。予算減額に対する執行率９８.０％となっております。

続きまして、１８０ページをご覧ください。

歳出になります。

款１農林水産業費、項１農地費３９６万９,４２９円は、処理場保守管理委託料及び汚泥処分料並びに光熱水費が主な支出となっております。

款２項１公債費１,６５８万７,１７０円は、起債の元金利子の償還金でございます。

款３項１予備費の支出はありませんでした。

歳出合計が２,０５５万６,５９９円で、予算減額に対する執行率７０.３％となっております。

次のページをお願いいたします。

歳入歳出差引残額は８０７万４,３９０円でございます。

続きまして、１８４ページをご覧ください。

実質収支に関する調書でございます。

１.歳入総額は２,８６３万円です。２.歳出総額が２,０５５万６,０００円でございます。３.歳入歳出差引額は８０７万４,０００円です。４.翌年度へ繰り越すべき財源はありません。５.実質収支額は８０７万４,０００円でございます。６.実質収支額のうち、地方自治法第２３３条の２の規定による基金繰入額はありません。

以上のとおり、ご審議をお願いいたします。

○議長（荻原謙一君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

―――日程第２４ 議案第７９号 令和５年度御代田町個別排水処理施設整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について―――

○議長（荻原謙一君） 日程第２４ 議案第７９号 令和５年度御代田町個別排水処理施設整備事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

小林建設水道課長。

（建設水道課長 小林 靖君 登壇）

○建設水道課長（小林 靖君） それでは、議案書４６ページをご覧ください。

議案第７９号 令和５年度御代田町個別排水処理施設整備事業特別会計歳入歳出

決算の認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、令和5年度御代田町個別排水処理施設整備事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付します。

令和6年8月30日 提出

御代田町長 小園拓志

決算書は185ページをお願いいたします。

個別排水処理施設整備事業特別会計についても、公営企業会計の移行に伴い、令和6年3月31日を決算締め日としております。

まず、歳入でございます。

款1使用料及び手数料、項1使用料542万5,668円は、合併処理浄化槽の施設使用料98基分でございます。徴収率88.8%となっております。項2手数料1,300円は督促手数料でございます。

款2繰入金、項1他会計繰入金618万9,000円は、一般会計からの繰入金でございます。

款3項1繰越金45万2,622円は、令和4年度からの繰越金でございます。

款4諸収入、項1延滞金、加算金及び過料の収入はありません。

歳入合計が1,206万8,500円でございます。

予算減額に対する執行率100.7%となっております。

次の186ページをご覧ください。

歳出でございます。

款1衛生費、項1保健衛生費538万8,275円は、合併処理浄化槽の保守管理委託料でございます。

款2項1公債費590万8,828円は、起債の元金、利子の償還金でございます。

款3項1予備費の支出はありませんでした。

歳出合計が1,129万7,103円でございます。

予算減額に対する執行率94.3%となっております。

次のページをお願いいたします。

歳入歳出差引算額は77万1,487円でございます。

続きまして、１９０ページをご覧ください。

実質収支に関する調書でございます。

１．歳入総額は１，２０６万８，０００円です。２．歳出総額は１，１２９万
７，０００円でございます。３．歳入歳出差引額は７７万１，０００円でございます。
４．翌年度へ繰り越すべき財源はありません。５．実質収支額は７７万１，０００円
です。６．実質収支額のうち、地方自治法第２３３条の２の規定による基金繰入額
はありません。

以上のとおり、ご審議をお願いいたします。

○議長（荻原謙一君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

―――日程第２５ 議案第８０号 令和５年度御代田小沼水道事業会計利益の処分及び歳
入歳出決算の認定について―――

○議長（荻原謙一君） 日程第２５ 議案第８０号 令和５年度御代田小沼水道事業会計
利益の処分及び歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

小林建設水道課長。

（建設水道課長 小林 靖君 登壇）

○建設水道課長（小林 靖君） それでは、議案書４７ページをご覧ください。

議案第８０号 令和５年度御代田小沼水道事業会計利益の処分及び歳入歳出決算
の認定についてを説明いたします。

地方公営企業法第３２条第２項の規定により、令和５年度御代田小沼水道事業会
計利益の処分について、議会の議決を求めるとともに、同法第３０条第４項の規定
により、令和５年度御代田小沼水道事業会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見
を付けて議会の認定に付します。

令和６年８月３０日 提出

御代田町長 小園拓志

地方公営企業法で定められている決算書は、資料番号１の３のとおりでございま
すが、概要については、資料番号３をご覧ください。

資料３、令和５年度御代田小沼水道事業決算状況でございます。

この中で、２の経営成績及び３の資金収支状況は、消費税込みの当初予算額及び

決算額を記載したものでございます。御代田小沼水道事業の公営企業会計としての10年目の業務活動の結果でございますが、1の給水業務に記載のとおりでございます。年度末の給水戸数は3,965個でございます。前年比184戸の増となりました。年間有収水量は約83万1,000 m^3 、前年比1万4,500 m^3 の増となっております。

次に、2の経営成績をご覧ください。

①営業収益の1億9,082万4,216円は、主たる営業活動から生ずる収益で、水道使用料、消火栓管理料等が主なものとなっております。前年比300万円増となっております。

次に、②営業費用の1億7,669万7,533円は、主たる営業活動から生ずる費用で、こちらは人件費、受水費、光熱費、修繕費、検針委託料等が主なものとなっております。こちらは前年比2,200万円増となっております。

③の営業利益は、①の営業収益と②の営業費用の収支で、1,412万6,683円でございます。前年比1,900万円ほどの減となっております。

④の営業外収益でございますが、2,384万4,407円は、金融及び販売活動に伴う収益、その他主たる営業活動以外から生ずる収益でございます。基金の積立利息、減価償却補助金相当額等が主なものとなります。減価償却補助金相当額については、過去に水道事業として改良に充てるために受けた補助金を分割計上するように定められていることによるものでございます。前年比490万円ほどの増となっております。

⑤の営業外費用の521万2,909円は、金融及び財務活動に伴う費用、その他主たる営業活動に係る費用以外の費用でございます。企業債利息や消費税がこれに当たります。

続いて、⑥経常利益は、③の営業利益に④の営業外収益と⑤の営業外費用の収支を加えたものでございまして、3,275万8,181円となっております。前年比1,340万円ほどの減となっております。

⑦の特別利益でございますが、過年度損益修正益として、令和4年度の減価償却費の修正による120万9,620円を計上してございます。

⑧特別損失は、当年度の経常的費用から除外すべき損失で該当はありません。

したがって、⑨の当期純利益は、⑥の経常利益に⑦特別利益と⑧特別損失の

収支を加えたもので、３，３９６万７，８０１円で、前年比７０９万円の減となっております。

以上の経営成績を受けまして、当年度の資金状況でございますが、③番の資金収支状況に記載のとおりでございます。

まず、①経常収入の２億５５５万１，６８８円は、給水費、給水手数料になっております。

続いて、②経常収支の１億８，２２６万９，９８９円は、浄水給水費、企業債取扱諸費でございます。

③経常収支差額は２，３２８万１，６９９円の黒字となっております。

④資本的収入の４，４９５万９，８００円は、新規加入金、出資金でございます。

⑤資本的支出の１億６，１９２万６，４７８円は、建設改良費、企業債償還金等でございます。

⑥資本的収支差額は、マイナス１億１，６９６万６，６７８円です。したがって、資本的収支、このマイナスの不足分が生じておりますが、下段の米印に記載のとおり、この不足につきましては、消費税及び地方消費税資本的収支調整額９３７万５，７００円、現年度分損益勘定保留資金５，２１４万８，９８７円、建設改良積立金５，５４４万１，９９１円により、全額を補填しております。

続きまして、別の資料で１の３の御代田小沼水道事業歳入歳出決算書をお願いいたします。

資料は１の３の御代田小沼水道事業歳入歳出決算書でございます。

１９ページをお願いいたします。

３．余剰金処分計算書案でございます。

本議会におきまして、決算認定とあわせて、未処分利益剰余金から資本金への組入れの議決を賜りたい利益の処分案でございます。

未処分利益剰余金は、地方公益業法第３２条第２項及び、御代田町上下水道事業の余剰金の処分等に関する条例第２条の規定により処分したものについて記載しております。

表の区分欄、一番上段にあります。当該年度末残高の未処分利益剰余金をどのように処分させていただくかということを表しております。

当年度末未処分利益剰余金は、この決算書の１７ページの損益計算書のとおり、

8,010万2,292円となっております。議会の議決により、5,544万1,991円につきましては、資本金へ組み入れさせていただきますようお願いいたします。

この金額については、資本的収支の不足額を補填する財源として、建設改良積立金を取り崩した額となっております。残りの2,466万301円につきましては、御代田町上下水道事業の剰余金の処分等に関する条例第2条の規定により、減債積立金へ620万円を積み立てます。こちらは企業債の償還を目的に剰余金の4分の1以上を充てるということになっております。

それから建設改良積立金のほうへは1,800万円となっております、こちらは建設工事を目的に、2分の1以上を充てております。

利益積立金46万301円につきましては、それらの欠損金を埋める目的にそれぞれに積み立てた剰余を充てております。

したがいまして、処分後の残高でございますが、資本金が10億3,545万7,435円、資本剰余金合計が1,737万7,741円となり、繰越剰余金はありません。

以上のとおり、御代田小沼水道事業の決算状況と利益の処分について説明をさせていただきました。

なお、20ページ、21ページは損益計算書、22ページ以降は、決算附属書類としまして、収益費用明細書、資本的収支明細書、キャッシュフロー計算書、固定資産明細書、企業債明細書を添付しておりますので、ご確認ください。

以上、ご審議をお願いいたします。

○議長（荻原謙一君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

以上をもちまして、令和5年度一般会計及び特別会計並びに公営企業会計歳入歳出決算の認定について、提案理由の説明を終わります。

監査委員より審査意見書が提出されております。

監査委員より報告を求めます。

井田代表監査委員。

（代表監査委員 井田理恵君 登壇）

○代表監査委員（井田理恵君） 代表監査委員の井田理恵です。議会選出の五味高明監査委員と共に行いました。令和5年度決算審査の結果と講評について、監査委員を代

表し、定例によりご報告を申し上げます。

私たちは、地方自治法第233条第2項及び地方自治法第241条第5項の規定によって、町長より審査に付されました令和5年度御代田町一般会計及び9つの特別会計の歳入歳出決算審査並びに定額基金運用状況に関する関係書類の審査を実施いたしました。

審査意見書は、御代田町歳入歳出決算審査意見書及び定額基金運用状況審査意見書として、定例会議案書の48ページから61ページに記載いたしました。

構成は、審査の概要、審査の結果、決算概況、審査についての所感からなっております。

第3の決算概況につきましては、先ほど来、理事者側より詳細な説明が行われましたので、この部分は省略させていただき、第1、第2、第4についてご報告を申し上げます。

なお、定額基金運用状況につきましても、決算審査に準じた審査を行い、その運用と管理は適切と判断しましたので、同基金の意見書をどうぞご参照をお願いいたします。

第1は、審査の概要です。まず、令和5年度御代田町歳入歳出決算審査の対象は、一般会計と9つの特別会計の歳入歳出決算書及び関係諸帳簿並びに証書類で、決算事項、明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書を含んでいます。特別会計の詳細は、審査意見書の最終ページの別表に記載いたしました審査対象について、第1次的には去る7月24日から26日に予備審査を行い、7月29日から8月6日まで本審査を行いました。

審査に当たり、歳入歳出決算書及び同付属書類について、1. 法令に準拠して作成されているか。2. 計数は正確であるか。3. 予算の執行は議会の議決の趣旨に沿って適正かつ効率的になされているか、歳入歳出に関する事務は、法令に適合し適正になされているか、財産の管理は適正になされているか等々の諸点に意を用い、関係諸帳簿及び証書類を試査により照合しました。さらに、関連資料の提出を求め、関係者の説明をも聴取し、必要に応じて預金証書等証券類の実査や金融機関への残高確認を行いました。

また、定期監査及び例月現金出納検査への結果もあわせて考慮し審査をしました。

第2は、審査の結果です。これら審査手続の結果、一般会計及び特別会計の歳入

歳出決算については、決算書等は正確かつ適正に作成されていました。事務の執行についても、おおむね適正に処理されていると認めました。

まず、決算書等の法令遵守と正確性について、いずれも準拠して作成されており、計数も正確であると認めました。

次に、予算及び事務の執行状況です。予算及び事務の執行並びに財産の管理など財務に関する事務の執行については、適正に処理されているものと認めました。

また、各基金の運用状況を示す書類の計数についても、各関係諸帳簿及び証拠書類との照合結果も符合しており、いずれも誤りがないと認められました。

また、町長より審査に付された地方自治法第241条に定められた定額の基金を運用するための御代田町土地開発基金及び収入印紙等の購入基金につきましても、所定の監査手続により、その運用と管理は適切であると認めたことを改めて申し上げます。

以上が、決算審査の概要と結果についてのご報告であります。

なお、課ごとの個別の疑問や問題点については、その都度ご指摘やご意見をさせていただいており、具体的にその多くはその後改善されてきております。既に本日の報告につきましても、いろいろ改善がされているかなということを実感して聞いておりました。

次に、所感に入ります。

第1は、精度のある資料作成で分析力を高めることについてです。決算資料の作成は事務の執行が年度内にいかなる効果をもたらしたかを、自ら検証、検算する重要な作業です。より明瞭な数値把握が次年度への有効な手だてとなるよう、さらなる工夫を期待しています。

全体の歳入歳出に占める、担当課の配分割合と執行結果、執行率の把握は土台として抑えてください。既に今、改善されております。

2. 令和5年度は特にコロナ禍での多岐にわたる補助金関連事業がおおむね完了しました。一方、人流、物流は平常時に大半が戻り、停滞した事業の執行はほぼ再開されました。このたび小園町長からも、今度はこれを精査し、今まであった事業も、その中でいろいろ整理をして、取りやめたり、また新しく研鑽したりした事業もあるということで、ほぼ再開されましたということはそういう意味も含めております。転換期に当たり、前年にとらわれず過去の平常年と比較対比し、新たな今後

の動向分析への俯瞰的視点も求めました。事業自体がいろいろ工夫をされ、見直されているということの進歩的な状況というのも確認いたしました。

これらに関して、ただ未実施なものが散見され、各課ばらつきが目立ちましたが、優良な書式作成も認められました。他課のよい点は、積極的に取り入れ、先を見据える分析可能なデータとして、さらに信頼性の高い資料作りに努められることを期待します。具体的には、可能な範囲で様式をあわせた標準化に努められる、そういうことを具体的にご提案をいたしました。

第2は、情報公開を実行性のあるアカウンタビリティにつなぐということについてお話しします。

令和6年4月1日時の御代田町の人口は、日本人1万6,169人で、決算年度の5年時から279人増、外国人は32か国495人で、83人の増との報告でした。これは4月1日現在でございます。今、もう1万6,800人台になっているという感じでございますね。どんどんこうやって人口が増えております。このような少子高齢化で人口の減少が加速する中、当町の人口は皆さんの努力もあります。そしていろんな社会的な環境によって、広く認識されつつあります。内訳では自然増減では年々ちょっと残念ながら減に、しかし社会増減という面では増という構造です。先月、新聞にも載りましたね。各種手続などで、このような中ですが、賑やかな窓口や電話口では活気がある一方でございますけれども、一方、ごみ収集や上下水道などの生活インフラに関する規則や各税の賦課徴収業務において、町の理解へ向けた普段の説明努力を要する場面が増加しているという現状を確認しました。職員の皆さんにおいては、公平性に基づく受益者負担の原則に鑑み、かかる当町の行政コストともたらず福祉、行政サービスの効果について、根拠情報を積極的に提供し理解される着地点を目指していただきたいと思います。

また、町の行政経営として必要な損益志向を改めて持ち、業務の執行に努められるよう希望いたします。

困難事案へは、課、係として課題を共有し、複数で共に取り組まれることが望ましいと考えております。

第3は、男女共同参画についてでございます。令和4年度より、特に積極的に進められている男女共同参画事業は、まず、審議会の女性委員の比率を30%台を目標に選出、民生福祉事業では女性による女性の困り事、つながりサポート相談事業

の立ち上げなどを行い、積極的な制度設計で期待と関心を寄せているところです。

令和５年度も引き続き審議に女性意見が反映されていることを確認しました。

一方、少数の構成からなる組織では、家庭事情では参画が叶わず、比率が満たない事例の報告は一考に値するものでした。現状と理想があわない現場は、今後も想定されます。比率獲得が現場の負担とならないよう注視され、また、管理者においては、現状を踏まえた柔軟性ある対応を願っています。

ここからが少し本題なのですが、１９９９年に制定の男女共同参画社会基本法は、基本理念に男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、共に責任を負うべき社会とあります。制定から２５年を経てもなお、日本社会全体がその実現への発展途上で、課題は山積みの様相を呈していますが、前進はしています。

町行政に携わる皆さんへ目を向けますと、審査の際の質疑では、即座に明瞭な回答を得られる場面も多く、その力量と真摯な姿勢にはおおむね確かな信頼感を覚えました。

そこに性差はありません。基本結びの「共に責任を担う」覚悟と準備と備えられるならば、行政運営、経営での意思決定の場に参画する機会は与えられています。可能性は未知数ですが、役場本体での男女共同、ジェンダーを超えての参画をますます期待するところです。管理者においては、労働環境に関する法にのっとり、性差を越え公平性を維持した組織づくりの歩みを進められることを期待しています。

当町は、小園町長、管理者の皆さん、そして議会も、とても女性、男女、そうした性差を感じることなく窓口が開いている町だなと私は個人的には思っております。そういう準備はできておりますので、また町本体の皆さんもそのような心構えでいろいろ挑戦していただければいいかなという思いを込めて申し上げました。

第４は、評価についてです。審査に当たり職員の皆さんの応答、回答の正確性に対し、全体的には決算のまとめと業務の執行に関して、おおむね把握されているものと評価いたしました。

また異動して間もない課員の現場視察での迅速な説明と対応には感心する事案がありました。地方自治法第２条第１４項、地方公共団体は、その事務を処理するに当たり、住民の福祉増進に努めるとともに、最小の経費で最大の効果を上げるよう

にしなければならないに準じた姿勢が認められた場面がありました。新規事業の契約事務について単価の正当性を確認するため、他の自治体へ何件か照会し、お尋ねして確認し、調査した事案に、定例の契約に関し正当な根拠を重ねて確認し適正とした事案など、ほかにもたくさんありました。使命感と責任性において評価いたしました。

このほか各課の意見、指摘事項に加え、優良と判断しました事務には、一定の評価をし都度お伝えいたしました。見直しと更新を余儀なくされる行政執務ですが、それゆえに事務執行が円滑で公正に執行されることにより、町民の皆さんが確かな信頼を寄せる安心で安全なまちが維持されるのではないのでしょうか。健康に留意され自負を持って日々業務に当たられることを願い期待しております。

以上が、一般会計等の決算審査報告の所感となります。

続けて、もう少し我慢してください。

次に、令和５年度御代田町小沼水道事業歳入歳出決算審査意見書について申し上げます。

御代田町小沼水道事業歳入歳出決算審査意見書は、定例議案書の６２ページから６５ページに記載しました。私たち監査委員は、４月３０日に水道事業決算審査を担当しました。決算審査に当たりましては、一般会計の決算審査手続に準ずるとともに、毎月の月次出納検査の際の月次損益を含む事業概況の説明を受けており、これらも参考に決算審査を行いました。

その結果、審査に付された御代田町小沼水道事業決算書並びに付属書類は、いずれも法令に準拠して作成されており、その計数も正確であると認めました。

予算及び事務の執行並びに財産管理など、財務に関する事務の執行については、適正に処理されているものと認められました。

また、各基金の運用状況を示す書類の計数についても、関係書帳簿及び証拠書類等の照合結果も符合しており、いずれも誤りがないと認めました。

決算審査の結論は、ただいま申し上げたとおりであります。決算概況につきまして、簡単にご説明いたします。

今、担当課長のほうでほぼ詳しく詳細が説明されましたので、少しだけ補足説明をいたします。公営企業として令和５年度の業務活動の結果は、年度末の給水戸数が３,９６５戸で、前年度から１８４戸の増となり、その年間有収数量は８３万

1,000 m³、給水戸数の増加にあわせて1万4,000 m³の増となっています。
ここの部分はちょっと重なります。

キャッシュフローについてお話しします。キャッシュフローについては、業務活動資金は、8,054万円のプラスとなりましたが、大規模な設備投資活動を行っていることから、投資、財務活動資金のマイナスは大きく、年度末資金は前年比9,368万円の減少となりました。今後も更新工事を進めていくことから、資金の取り崩しは続いていくこととなります。

それでは次に、小沼水道事業会計についての所見を3点ほど申し上げます。

第1は、事業経営に関することです。経常利益は黒字となっておりますけれども、その額は昨年度より減少しています。水道運営するにはコストがかかるのは当然であることを損益志向で町民へ情報を公開していくことで、理解を深めてもらうことがますます必要となってまいります。

第2は、情報公開に関してです。新規の設備投資として、寺沢浄水場膜ろ過施設建設を行っています。このような新たな投資を行ったときには、その導入の成果についても情報を公開していくことが望まれます。

第3は、有収率に関してです。有収率は昨年度より低下しています。水道管の更新工事を行っていますが、一方で管の老朽化も進行している現状が認められます。そのため、有収率を大幅に改善することが難しいことは理解します。しかし、水資源も有限であることに鑑みれば、費用対効果を見ながら、新技術の活用も検討し、有収率を改善していくことも求められるところでございます。

4、最後に発生主義に関することです。こちらは例年通り申し上げます。企業会計は年度末に未収収益や未払費を計上しますが、受取利息や未払利息というのは、3月20日前後の決算期直前が計算の期間の末尾となっているんですね、未収利息、未払利息とも少額であることから現金主義により処理しております。このことは原則というのがありまして、重要性の原則ということと、継続性の原則ということでこれは例年妥当であるということで、引き継がれておりますので、ご了承ください。

以上が、令和5年度御代田町小沼水道事業歳入歳出決算審査の概要と監査の所見であります。

○議長（荻原謙一君） 以上で、代表監査委員からの報告を終わります。

この際、暫時休憩します。再会はブザーにてお知らせします。

(午後 2 時 3 8 分)

(休 憩)

(午後 2 時 5 1 分)

○議長（荻原謙一君） 休憩前に引き続き本会議を再開します。

―――日程第 2 6 議案第 8 1 号 令和 6 年度御代田町一般会計補正予算案（第 4 号）に
ついて―――

○議長（荻原謙一君） 日程第 2 6 議案第 8 1 号 令和 6 年度御代田町一般会計補正予算案（第 4 号）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

内堀企画財政課長。

(企画財政課長 内堀岳夫君 登壇)

○企画財政課長（内堀岳夫君） 議案書 6 6 ページをお願いいたします。

議案第 8 1 号 令和 6 年度御代田町一般会計補正予算案（第 4 号）について
地方自治法第 2 1 8 条第 1 項の規定により、令和 6 年度御代田町一般会計補正予算（第 4 号）を、別冊のとおり提出する。

令和 6 年 8 月 3 0 日 提出

御代田町長 小園拓志

6 8 ページ、お願いいたします。

令和 6 年度御代田町の一般会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 1 億 8, 3 5 5 万円を追加し、
歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 9 9 億 5, 2 4 3 万 2, 0 0 0 円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第 2 条 債務負担行為の変更は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第 3 条 地方債の変更は、「第 3 表 地方債補正」による。

次の第 1 表 歳入歳出予算補正につきましては、資料番号 4 をご覧ください。

初めに歳入の主なものから説明をいたします。

款 1 町税、項 1 町民税は、補正額 2,679 万 9,000 円の増額で、個人町民税の現年課税分になります。6 月に定額減税額を概算で見込みましたが、今年度の課税額が確定したことから、改めて算出し、増額計上をするものです。

款 10 地方特例交付金は、個人住民税の定額減税による減収の減を補填するもので、個人町民税が増額となったことから、特例交付金を 4,962 万 4,000 円減額するものでございます。

款 11 地方交付税は、普通交付税について 6,830 万 9,000 円を増額するものです。今年度の基準財政収入額と需要額を算定し、交付額が決定したものです。住民基本台帳人口の増加と子ども・子育て費用の算定項目の追加など、基準財政需要額が増額したことにより交付額が増えたものでございます。

款 15 国庫支出金、項 2 国庫補助金は、補正額 3,071 万 4,000 円の増額です。このうち物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金は、住民税・非課税世帯への給付金と定額減税による調整給付金の支給見込みから増額をするものです。

款 17 財産収入、項 2 財産売却収入は、土地売却収入を 1,628 万 3,000 円減額するものです。こちらは、平和台町営住宅跡地の売却価格について、当初予算では概算で見込んでいましたが、土地の鑑定結果によりまして予算を減額するものです。

款 19 繰入金、項 1 基金繰入金は 1 億 1,300 万円の減額をします。こちらは、繰越金の確定に伴い、財政調整基金からの繰入金を 1 億円減額するものでございます。

款 22 町債は 1 億 5,170 万円の増額で、このうち地域活性化事業債 9,960 万円は、文化財収蔵庫の建設に対して有利な起債が認められたため、新たに計上するものでございます。

歳入合計補正額 1 億 8,355 万円となっております。

2 ページをお願いします。

歳出についてです。

款 2 総務費、項 1 総務管理費 903 万 2,000 円の増額で、システム借上料 208 万 7,000 円は、オフィスソフトのライセンス料の値上げと、データセンターやクラウド構築に関する業務の値上げにより増額をするものになります。

款 3 民生費、項 2 児童福祉費は 2,363 万 6,000 円の増額で、就学前教育・保育施設整備補助金 669 万 9,000 円は、令和 7 年 4 月に開設の許可保育所建設に対する補助金について、国庫補助金の交付基準額の増額と町負担分の精査により増額をするものです。また、地域型保育給付費 641 万円は、障害児保育加算による増額になります。

款 4 衛生費、項 1 保健衛生費は 3,481 万 3,000 円の増額で、予防接種等医師委託料 3,325 万円は、コロナワクチンの定期接種委託料になります。こちらは、対象者は 65 歳以上の方と、60 歳から 64 歳で一定の基礎疾患を有する方になります。

続いて、款 6 農林水産業費、項 3 農地費は、雪窓湖の浚渫工事を実施するため、4,400 万円を新たに計上するものです。

款 7 商工費は 2,285 万 7,000 円の増額で、工業振興奨励補助金 779 万 6,000 円は、令和 5 年度中に取得した設備等の実績により補助金を増額するものです。

また、U I J ターン就業・創業移住支援金 1,330 万円は、7 月までの支給実績等相談状況などから予算の不足が見込まれることから増額計上をするものです。

款 9 消防費は、防災士養成研修講座委託料として 382 万 8,000 円を新たに計上しました。地域防災力の向上と防災リーダーの育成を図るため、身近な町内で資格取得ができる講座を開催する予算となっております。

款 10 教育費、項 1 教育総務費は 395 万 3,000 円の増額で、こちらは、医療的ケア児看護師派遣委託料 234 万円は、医療的ケアが必要な児童に看護師を派遣するための委託料を新たに計上するものでございます。

3 ページお願いします。

款 14 予備費は、2,259 万 9,000 円を増額しまして、歳入歳出調整して歳出合計補正額 1 億 8,355 万円となっております。

議案書に戻っていただきまして、73 ページをお願いいたします。

第 2 表 債務負担行為です。

こちらは、追加として新たに債務負担行為を計上するものです。

システム標準化対応業務として、期間が令和 6 年度から令和 7 年度まで、限度額が 6,155 万 9,000 円としております。

令和 7 年度に基幹系システムの標準化移行を予定していましたが、令和 6 年度から着工が必要となり、令和 6 年度中に契約をする必要があるため、新たに債務負担行為を計上するものです。

続いて、74 ページをお願いいたします。

第 3 表 地方債補正です。

初めに追加になります。

緊急浚渫事業は、限度額を 4,900 万円として、雪窓湖の浚渫工事に係る設計費用と工事費の財源として町債を起こすものです。

地域活性化事業は、限度額を 1 億 590 万円として、文化財収蔵庫の建設事業と清万池の浚渫事業、それから面替の農業用水改良事業の財源として、こちらも町債を起こすものです。

起債の方法、利率、償還の方法については、表記のとおりでございます。

次に、変更になります。

防災対策事業は、小型消防ポンプ購入の事業費が確定したため、補正後の限度額 1 億 2,280 万円として 10 万円の減額。

その次の緊急防災・減災事業は、西軽井沢第 9 分団の詰所設計委託費が確定したため、補正後の限度額 140 万円として 10 万円の減額です。

緊急自然災害防止対策事業は、雪窓湖の浚渫工事に係る設計費用について計画していましたが、緊急浚渫事業が適当であったため、補正後の限度額を 1,920 万円として 500 万円の減額をするものです。

起債の方法、利率、償還の方法については変更はありません。

説明は以上になります。ご審議をお願いいたします。

○議長（荻原謙一君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

―――日程第 27 議案第 82 号 令和 6 年度御代田財産区特別会計補正予算案（第 1 号）について―――

○議長（荻原謙一君） 日程第 27 議案第 82 号 令和 6 年度御代田財産区特別会計補正予算案（第 1 号）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

内堀企画財政課長。

(企画財政課長 内堀岳夫君 登壇)

○企画財政課長(内堀岳夫君) 議案書94ページをお願いします。

議案第82号 令和6年度御代田財産区特別会計補正予算案(第1号)について
地方自治法第218条第1項の規定により、令和6年度御代田財産区特別会計補
正予算(第1号)を、別冊のとおり提出する。

令和6年8月30日 提出

御代田町長 小園拓志

96ページをお願いします。

令和6年度御代田町の御代田財産区特別会計補正予算(第1号)は、次に定める
ところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に、変更はないものとする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳
入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

補正の内容につきましては、8月20日開催の御代田財産区管理会で同意を得た
ものになっております。

次、97ページ、第1表 歳入歳出予算補正になります。

まず歳入になります。

款2繰入金、項1基金繰入金は、119万3,000円を減額するものです。令
和5年度の繰越金が確定したことにより、財政調整基金からの繰入金を減額します。

款3項1繰越金は、119万3,000円を増額するものです。令和5年度のこ
ちらは繰越金になります。

歳入合計の補正額はゼロ円となりまして、予算額の変更はありません。

次に98ページをお願いします。

こちらは歳出になりますが、歳出についての補正はありません。

説明は以上になります。ご審議をお願いいたします。

○議長(荻原謙一君) 以上で、提案理由の説明を終わります。

―――日程第28 議案第83号 令和6年度小沼地区財産管理特別会計補正予算案(第
1号)について―――

○議長（荻原謙一君） 日程第２８ 議案第８３号 令和６年度小沼地区財産管理特別会計補正予算案（第１号）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

内堀企画財政課長。

（企画財政課長 内堀岳夫君 登壇）

○企画財政課長（内堀岳夫君） 議案書の１０２ページをお願いいたします。

議案第８３号 令和６年度小沼地区財産管理特別会計補正予算案（第１号）について

地方自治法第２１８条第１項の規定により、令和６年度小沼地区財産管理特別会計補正予算（第１号）を、別冊のとおり提出する。

令和６年８月３０日 提出

御代田町長 小園拓志

１０４ページをお願いします。

（歳入歳出予算の補正）

第１条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ３４万６,０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ４６５万４,０００円とする。

２ 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表 歳入歳出予算補正」による。

こちらの予算につきましては、８月１９日開催の小沼地区財産管理委員会で同意を得たものとなっております。

次に１０５ページ、第１表 歳入歳出予算補正になります。

初めに歳入になります。

款２繰入金、項１基金繰入金は、１１万４,０００円を減額するものです。令和５年度の繰越金が確定したことにより、財政調整基金からの繰入金を減額します。

項２他会計繰入金は、３４万６,０００円を増額するものです。こちらは、一般会計で収入をした分収木の売払収入の追加分について繰入れをするものです。

款３項１繰越金は１１万４,０００円を増額するものです。令和５年度の繰越金になります。

歳入合計の補正額が３４万６,０００円を増額補正となっております。

次に１０６ページをお願いします。

歳出についてです。

款 1 総務費、項 1 総務管理費は 3 4 万 6, 0 0 0 円を増額するもので、歳入で予算計上をしました一般会計繰入金について、今後の分収林の維持管理費用とするため、財政調整基金へ積み立てるものです。

説明は以上になります。ご審議をお願いいたします。

○議長（荻原謙一君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

―――日程第 2 9 議案第 8 4 号 令和 6 年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算案（第 2 号）について―――

○議長（荻原謙一君） 日程第 2 9 議案第 8 4 号 令和 6 年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算案（第 2 号）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

浅川保健福祉課長。

（保健福祉課長 浅川英樹君 登壇）

○保健福祉課長（浅川英樹君） それでは、議案書の 1 1 1 ページをご覧ください。

議案第 8 4 号 令和 6 年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算案（第 2 号）について

地方自治法第 2 1 8 条第 1 項の規定により、令和 6 年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第 2 号）を、別冊のとおり提出する。

令和 6 年 8 月 3 0 日 提出

御代田町長 小園拓志

1 1 3 ページをご覧ください。

令和 6 年度御代田町の国民健康保険（事業勘定）特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 8, 4 0 4 万 7, 0 0 0 円を追加、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 7 億 2 5 8 万 7, 0 0 0 円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

1 1 4 ページをご覧ください。

第 1 表 歳入歳出予算補正。

まず歳入でございます。

款 6 繰入金、項 1 他会計繰入金 2 6 万 6, 0 0 0 円の減額でございます。こちらは令和 5 年度普通交付税の算定結果に基づき、額が確定した財政安定化支援事業繰入金を減額するものでございます。

款 7 項 1 繰越金、こちらは令和 5 年度決算の確定に伴いまして 8, 4 3 1 万 3, 0 0 0 円の増額をするものでございます。

歳入合計 8, 4 0 4 万 7, 0 0 0 円の増額補正でございます。

1 1 5 ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款 2 保険給付費、項 3 出産育児一時金、こちらは支出項目の性質を考慮しまして、出産育児一時金の細節を、これまで 5 0 の補助金であったものから、4 0 のその他負担金へ変更をするものでございます。

款 3 国民健康保険事業費納付金で、項 1 医療給付費から項 3 介護納付金まで、全て財源の変更となっております。

款 4 保健事業費、項 1 特定健康診査等事業費、こちらは会計年度任用職員の期末手当と勤勉手当を細々節の単位で細分化したことにより、端数処理で 1, 0 0 0 円の増額が必要となったものでございます。

款 7 項 1 予備費につきましては 8, 4 0 4 万 6, 0 0 0 円の増額となっております。

歳出合計 8, 4 0 4 万 7, 0 0 0 円の増額補正でございます。

説明は以上です。ご審議をお願いいたします。

○議長（荻原謙一君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

――― 日程第 3 0 議案第 8 5 号 令和 6 年度御代田町介護保険事業勘定特別会計補正予算案（第 2 号）について―――

○議長（荻原謙一君） 日程第 3 0 議案第 8 5 号 令和 6 年度御代田町介護保険事業勘定特別会計補正予算案（第 2 号）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

浅川保健福祉課長。

（保健福祉課長 浅川英樹君 登壇）

○保健福祉課長（浅川英樹君） それでは、議案書の 121 ページをご覧ください。

議案第 85 号 令和 6 年度御代田町介護保険事業勘定特別会計補正予算案（第 2 号）について

地方自治法第 218 条第 1 項の規定により、令和 6 年度御代田町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第 2 号）を別冊のとおり提出する。

令和 6 年 8 月 30 日 提出

御代田町長 小園拓志

123 ページをご覧ください。

令和 6 年度御代田町の介護保険（事業勘定）特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 4,686 万 7,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 13 億 232 万 4,000 円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

124 ページをご覧ください。

第 1 表 歳入歳出予算補正。

まず歳入でございます。

款 8 繰入金、項 1 他会計繰入金、こちらは 9 万円の増額でございます。こちらは、5 月 1 日付けで採用いたしました会計年度任用職員の勤勉手当と費用弁償を一般会計から繰り入れるものでございます。

款 9 項 1 繰越金、こちらは令和 5 年度の決算に伴いまして 4,677 万 7,000 円の増額をするものでございます。

歳入合計 4,686 万 7,000 円の増額補正でございます。

125 ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款 1 項 1 総務費、こちらは会計年度任用職員の期末手当と勤勉手当を細々節の単位で細分化したことにより、端数処理で 1,000 円の増額が必要となったものでございます。

款 3 地域支援事業費、項 1 包括的支援事業・任意事業費 8 万 9,000 円の増額

です。こちらは、先ほど歳入で説明をさせていただきました会計年度任用職員1名分の通勤手当を増額するものでございます。

款5項1諸支出金2,101万4,000円の増額でございます。こちらは前年度実績に伴います国支払基金、県への返還金等を増額するものでございます。

款6項1予備費につきましては2,576万3,000円の増額となっております。

歳出合計4,686万7,000円の増額補正でございます。

説明は以上です。ご審議をお願いいたします。

○議長（荻原謙一君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

―――日程第31 議案第86号 令和6年度御代田町後期高齢者医療特別会計補正予算案（第1号）について―――

○議長（荻原謙一君） 日程第31 議案第86号 令和6年度御代田町後期高齢者医療特別会計補正予算案（第1号）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

浅川保健福祉課長。

（保健福祉課長 浅川英樹君 登壇）

○保健福祉課長（浅川英樹君） それでは、議案書の130ページをご覧ください。

議案第86号 令和6年度御代田町後期高齢者医療特別会計補正予算案（第1号）について

地方自治法第218条第1項の規定により、令和6年度御代田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を、別冊のとおり提出する。

令和6年8月30日 提出

御代田町長 小園拓志

132ページをご覧ください。

令和6年度御代田町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ102万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億3,936万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳

入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

133ページをご覧ください。

第1表 歳入歳出予算補正。

まず歳入でございます。

款4項1繰越金、こちらは令和5年度の決算に伴いまして102万3,000円の増額をするものでございます。

歳入合計102万3,000円の増額補正でございます。

134ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款5項1予備費で102万3,000円の増額でございます、歳出合計102万3,000円の増額補正でございます。

説明は以上でございます。ご審議をお願いいたします。

○議長（荻原謙一君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

―――日程第32 議案第87号 令和6年度御代田町下水道事業会計補正予算案（第2号）について―――

○議長（荻原謙一君） 日程第32 議案第87号 令和6年度御代田町下水道事業会計補正予算案（第2号）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

小林建設水道課長。

（建設水道課長 小林 靖君 登壇）

○建設水道課長（小林 靖君） それでは、議案書139ページをご覧ください。

議案第87号 令和6年度御代田町下水道事業会計補正予算案（第2号）について

地方公営企業法第24条及び地方自治法第218条第1項の規定により、令和6年度御代田町下水道事業会計補正予算（第2号）を、別冊のとおり提出します。

令和6年8月30日 提出

御代田町長 小園拓志

続いて141ページをご覧ください。

令和6年度御代田町下水道事業会計補正予算（第2号）

第1条 令和6年度御代田町下水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（資本的収入及び支出の補正）

第2条 令和6年度御代田町下水道事業会計予算第4条中に定めた資本的収入及び支出の予算額を次のとおり補正する。

資本的収入につきましては、第1款資本的収入、第1項企業債、既定額に対しまして7,810万円の増額をお願いいたします。

また、第2項補助金につきましては、既定額に対しまして5,810万円の減額をお願いするものでございます。こちらは、社会資本整備総合交付金事業の環境工事に係る国の補助金内示率が46.7%、御代田浄化管理センターの機械電気設備改築工事に係る国の補助金内示率が50.9%と、要望した約2分の1の内示率となったため、内示がつかせませんでした国庫補助金5,810万円を下水道事業債で補うための財源変更及び塩野・西横辻地区の環境区整備に伴う下水道事業債の増額をお願いするものでございます。したがって、補正額の合計が2,000万円の増額となりまして、総額7億6,042万1,000円となります。

続いて、資本的支出になります。

第1款資本的支出、第1項建設改良費2,000万円の増額をお願いいたします。塩野・西横辻地区の新規の下水道本管整備工事費の増額をお願いするものでございます。したがって、補正額の合計が2,000万円の増額で、総額9億5,071万3,000円となります。

続いて、企業債です。

第3条 予算第6条で定めた起債の限度額を、次のとおり補正する。

変更します。

起債の目的は、下水道事業です。第2条で説明しました企業債の増額です。補正前の限度額2億9,960万円に7,810万円を増額し、補正後の限度額を3億7,770万円といたします。

以上のとおり、ご審議をお願いいたします。

○議長（荻原謙一君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

率の報告について――

○議長（荻原謙一君） 日程第３３ 報告第７号 令和５年度御代田町財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを議題とします。

報告事項の説明を求めます。

内堀企画財政課長。

（企画財政課長 内堀岳夫君 登壇）

○企画財政課長（内堀岳夫君） 議案書の１４６ページをお願いいたします。

報告第７号 令和５年度御代田町財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第３条第１項及び第２２条第１項の規定により、財政の健全化に関する比率を別紙のとおり報告する。

令和６年８月３０日 提出

御代田町長 小園拓志

１４７ページをご覧ください。

初めに、１の健全化判断比率です。

実質赤字比率は、普通会計における赤字額の標準財政規模に対する割合を言うものです。当町の普通会計は、一般会計、住宅新築資金等貸付事業特別会計、小沼地区財産管理特別会計の３会計で構成されており、その普通会計の収支決算が黒字であるため、実質赤字比率の算定結果は、数値なしとなっております。

次に、連結実質赤字比率は、御代田町全体の赤字額の標準財政規模に対する割合を言うものです。一般会計及び特別会計９会計と御代田小沼水道事業会計、全ての収支決算が黒字のため、連結実質赤字比率の算定結果は、数値なしとなっております。

次に、実質公債費比率、こちらは御代田町全体と佐久広域連合や浅麓環境施設組合などの一部事務組合を含めた公債費負担の割合を言うもので、標準的な財政規模に対して実質的に公債費として支出した額の割合を算定するものです。

一般会計の公債費のほか、特別会計や広域連合等一部事務組合で支出している繰出金や負担金のうち、実質的に公債費へ充当している額を用いて算定します。令和３年度から令和５年度の３か年の平均で７．８％となり、昨年度から２．０ポイント減少しています。これは、当比率が３年度平均で算定されることから、令和５年度

の単年度比率が4.5%と、それが加わったことにより大きく減となったものでございます。一般会計の公債費の償還のピークが平成30年度であったため、こちらは今後も減少していく見込みと見込んでおります。

次に、将来負担比率は、町全体と一部事務組合、土地開発公社等の持つ負債のうち、基金や特定収入で賄い切れない部分の標準財政規模に対する割合を言います。町の将来負担が見込まれる額に対し、基金残額や将来充当可能な財源が上回るため、将来負担比率は、数値なしとなっております。

続きまして、2の資金不足比率です。

公営企業それぞれ4会計において、単年度資金に不足額が生じていないため、数値なしとなっております。

説明については、以上でございます。

○議長（荻原謙一君） 以上で、報告事項の説明を終わります。

監査委員より財政健全化審査意見書及び公営企業会計経営健全化審査意見書が提出されております。

監査委員より報告を求めます。

井田代表監査委員。

（代表監査委員 井田理恵君 登壇）

○代表監査委員（井田理恵君） 監査委員を代表し、財政健全化法に定める審査結果のご報告を申し上げます。

財政健全化法は、自治体の財政状況を早い段階から把握するためにできた制度です。

その骨子は、収支が赤字か否か、公債費等の借入れが財政規模に比較して多過ぎないかのチェックにあります。具体的には、財政健全化法第3条で一般会計等の健全化について審査を、同法第22条で公営企業の収支が経営健全化から見て資金に問題がないか否かの審査を監査委員が担当しているところであります。

第3条関係の審査意見書は、定例会議案書の148、149ページに記載しました。

私たちは、地方公共団体の財政健全化に関する法律第3条に基づき、町長より提出された健全化判断比率及び算定の基礎となる事項を記載した関係書類を慎重に審査いたしました。

第 1 に、審査の概要であります。

健全化判断比率算定の基礎となる関係書類の審査の概要ですが、法令に準拠して適正に作成されているか、資料に基づいて算定した健全化判断比率は正確なものであるかについての審査をいたしました。

第 2 に、審査の結果であります。

健全化判断比率の算定の基礎となる事項を記載した書類は、適正に作成され、これに基づいて作成された意見書記載の実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率は、いずれも適正に算定手続がされているものと認めました。

令和 5 年度の御代田町の一般会計及び財政健全化法による特別会計の一部を加算した一般会計等の実質収支は黒字となっております。今、ただいまご説明がありました。よって、財政運営の悪化の度合いを示す指標、標準財政規模に対する一般会計等の実質赤字額の割合である実質赤字比率と、町の全会計の実質赤字額の割合である連結実質赤字比率は、いずれも分子となる赤字がありませんので、算定されていません。

次に、実質公債費比率は、一般会計が負担する元利償還金などの標準財政規模に対する比率で、財政運営の弾力性の度合いを示す指標でございます。当期は、比率が、ただいま説明もございましたが、7.8%で、前年比2.0%の減少となりました。政令で定める財政健全化計画を作成すべき比率は25%ですので、問題ないものと判断しました。

将来負担比率は、一般会計が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率で、将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示す指標です。こちら、町の貯金に当たります財政調整基金の残額が相当額あることから、数値は算定されていません。

また、財政健全化計画を作成すべき基準は、350%ですので、表をご参照いただければお分かりになると思います。また、これについても問題はありませんでした。

以上が、財政健全化法第 3 条の審査意見であります。

次に、財政健全化法第 22 条に定める公営企業会計の資金不足比率について申し上げます。

第 22 条関係の意見書は、議案書の 150 ページに記載しています。

この審査に当たりまして、財政健全化法第3条の審査について、所要の審査手続を実施しました。その結果、4つの公営企業はいずれも資金収支におおむね問題がなく、資金不足は生じていません。このため、資金不足比率についても数値が算定されていません。

以上の結果、財政健全化法第3条及び第22条に関連して、経営健全化の見地から、是正改善を要すると指摘すべき事項はありませんでした。

これで説明を終わります。

結びにわたり、私の挨拶をちょっとさせていただきます。

去る8月28日には、小園町長をはじめ、幹部職員の皆さんへ向け、記載した以外の具体的な提案なども含めた審査の公表を申し上げました。その際には、前向きで建設的な回答と挨拶をお受けしましたことを申し上げて、加えてお伝え申し上げます。

そして審査に当たり、資料提供など協力を惜しまず対峙された職員の皆さん、共に検査し、検査業務に働かれた議会選出の五味高明議員と、そして監査意見書等の作成に当たりサポートをいただいた議会事務局、監査事務局職員の皆さんに感謝し、令和5年度御代田町決算審査意見書の報告を終わります。同席の皆さんもご清聴ありがとうございました。

令和6年8月30日

代表監査委員 井田理恵

○議長（荻原謙一君） 以上で、代表監査委員からの報告を終わります。

これより報告に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって、令和5年度御代田町財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを終わります。

以上で、本日の議事日程は全て終了しました。

本日はこれにて散会します。お疲れさまでした。

散 会 午後 3時35分